

摂津市議会

民生常任委員会記録

令和6年11月21日

摂津市議会

目 次

民生常任委員会

11月21日

会議日時、場所、出席委員、説明のため出席した者、出席した議会事務局職員、 審査案件-----	1
開会の宣告-----	2
委員会記録署名委員の指名-----	2
認定第1号所管分の審査-----	2
質疑（光好博幸委員、香川良平委員）	
認定第6号の審査-----	20
質疑（増永和起委員、光好博幸委員、水谷毅委員）	
認定第4号の審査-----	22
質疑（水谷毅委員、増永和起委員、光好博幸委員）	
認定第8号の審査-----	44
質疑（水谷毅委員、増永和起委員）	
認定第1号所管分の審査-----	47
発言の訂正（市民課長）	
認定第7号の審査-----	47
質疑（水谷毅委員、増永和起委員、光好博幸委員）	
採決-----	59
閉会の宣告-----	60

民生常任委員会記録

1. 会議日時

令和6年11月21日(木) 午前10時 1分 開会
午後 3時57分 閉会

1. 場所

301会議室

1. 出席委員

委員長 福住礼子 副委員長 光好博幸 委員 水谷 毅
委員 増永和起 委員 香川良平

1. 欠席委員

なし

1. 説明のために出席した者

市長 嶋野浩一朗 副市長 山本和憲
生活環境部長 吉田量治 保健福祉部長 谷内田 修
生活環境部理事 西川 聡 保健福祉部次長兼障害福祉課長 由井秀子
生活環境部副理事兼自治振興課長 川本勝也
生活環境部副理事兼産業振興課参事 山下 聰
市民課長 坂本真輔 文化スポーツ課長 妹尾智行
産業振興課長 鈴木 誠 環境政策課長 菰原知宏
環境業務課長 三浦佳明 保健福祉課長 西村公輔
生活支援課長 仲野 誠 高齢介護課長 細井隆昭
国保年金課長 畑原陽介 同課参事 田村信也

1. 出席した議会事務局職員

事務局長 荒井陽子 同局総括主査 仲野太朗

1. 審査案件(審査順)

認定第1号 令和5年度摂津市一般会計歳入歳出決算認定の件所管分
認定第6号 令和5年度摂津市パートタイマー等退職金共済特別会計歳入歳出決算
認定の件
認定第4号 令和5年度摂津市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件
認定第8号 令和5年度摂津市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件
認定第7号 令和5年度摂津市介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件

(午前10時1分 開会)

○福住礼子委員長 ただいまから民生常任委員会を開会します。

本日の委員会記録署名委員は、水谷委員を指名します。

それでは、先日に引き続き、認定第1号所管分の審査を行います。

先日の光好委員の2回目の質疑に対する答弁を求めます。

坂本課長。

○坂本市民課長 それでは、市民課に關します2点の御質問について、御答弁申し上げます。

まず、1点目、質問番号5番、斎場管理事業の市内利用者の利用状況、及び市民の方の声についてでございます。

近年、市外利用者の火葬予約が増加いたしましたして、各炉の使用頻度が高くなってきたことや市内利用者の利用に影響を及ぼしてきたことから、市内利用者の利用がしやすくなるよう、令和5年4月1日より、市外料金を見直しまして、市内料金の5倍の金額に改定をしたところでございます。

その結果、令和5年度の市内利用者の利用は、879件で、全体の86%となり、78.9%であった令和4年度より、7.1%増加いたしました。予約できなかったとの声も聴いておりませんでして、市内利用者の利便性が向上したのではないかと捉えております。

続きまして、質問番号6番、葬儀会館管理運営事業についてでございます。

立体駐車場を解体したことによる現在の駐車場の利用状況、及び近隣からのお声についてでございます。

立体駐車場解体につきましては、令和5年度に解体の実設計画を行いまして、令和6年度の7月8日から11月末までの工

期で解体工事を、ちょうど今実施しているところでございます。近隣からの騒音や振動のクレームもなく、順調に進捗している状況でございます。

駐車場につきましては、解体工事実施以降、南側平面駐車場45台のみで運用を行っているところですが、10月末現在で大型葬儀の開催等で駐車場に困る案件は1件も発生しておりませんでして、スムーズな運用が行われております。

対策といたしましては、メモリアルホールの予約時に、施設から葬儀業者へ周知を行いまして、乗り合わせでの御来場やマイクロバスの活用等を呼びかけておるところでございます。

以上でございます。

○妹尾文化スポーツ課長 それでは、マラソン大会の過去からの参加人数の推移でございますが、直近4回の参加者数でございますが、まずコロナ前の平成30年度が940人、令和元年度、こちら第40回の大会でございますが、1,149人、令和2年度と令和3年度はコロナ禍により中止となりましたが、令和4年度は917人で、令和5年度が824人の参加でございました。

それから、アスリート教室、指定管理者のSSKでの自主事業として実施されているスポーツ教室でございますが、光好委員からも質問の中で御紹介いただきましたとおり、令和5年度から青少年運動広場で週1回、阪神タイガースアカデミーが実施されています。当時は大阪府でのタイガースアカデミーの実施は、摂津市が大阪府で最初であり、非常に反響もございまして、令和6年度も引き続き実施されています。

このほか、単発でのスポーツ教室といたしましては、令和元年度に元阪神タイガー

スの桜井広大氏による野球教室をはじめ、令和4年度には、阪神タイガースの現役選手である梅野隆太郎氏と北條史也氏を講師に迎えた野球教室がありました。

また、令和5年度には、バスケットボールの元日本代表選手である川村卓也氏によるバスケットボールクリニックを開催して、非常に多くの参加者を集められるなど、毎年魅力的な教室を企画、実施されていまして、本市のスポーツ振興に多大な御貢献をいただいております。

それから、体育施設の修繕の執行率でございます。

令和5年度の体育施設の修繕につきましては、体育館ロビーの空調設備の改修ですとか、青少年運動広場のグラウンド整備といった計画的な施設改修のほか、体育館の雨漏りの修繕ですとか、空調機、室外機の騒音対策といった緊急的な修繕を実施いたしました。

修繕料につきましては、施設の長寿命化を念頭に、指定管理者と協議しながら維持管理に努めておるところでございます。経常経費分といたしましては、利用者の安全・安心に係る箇所での緊急修繕などに対応することを念頭に執行してございまして、令和5年度につきましては、約300万円が不用額となったものでございます。

以上でございます。

○福住礼子委員長 山下副理事。

○山下生活環境部副理事 それでは、光好委員の2回目の御質問に御答弁申し上げます。

鳥飼なすの保存に係る課題と、認識でございますが、例えばベテランの農業者でも経験したことのないような近年の異常気象によります農作物の育成障害等の問題

もございますが、一番の問題は、何と申しましても、生産者の高齢化の問題、これは喫緊かつ、避けて通ることのできない問題でございますので、鳥飼なすを支える人材の育成と技術の継承に一層、取り組んでいかなければならないと認識しております。

しかし、後継者の育成は一朝一夕にはなし得るものではございません。

また、鳥飼なす栽培に係る情報は、いわば口伝的に継承されてきている面もございまして、これまで技能を継承してこられた先人の農業者の方々から、過去の歴史ですとか取組、技能などを聞き取りまして、それを継承内容の正確性などが向上する文書などの形にして、きちんと残して、今後、技能継承をしていければと考えております。

以上でございます。

○福住礼子委員長 鈴木課長。

○鈴木産業振興課長 それでは、質問11番、中小企業育成事業のビジネスサポートセンターに係る項目でございます。

令和5年度、新たに実施しました特別枠の内容とその効果でございます。

特別枠では、創業にかかわる相談に加えまして、クラウドファンディングサイトを活用して行った摂津市オンライン催事への出品、秋フェス in 明和池公園や、むすんでひらく文化祭など、イベントに向けての支援を適切なタイミングで、きめ細かな相談に応じ、各事業者を丁寧に支援することができたと考えております。

続きまして、12番、中小企業育成事業の摂津ブランド認定事業に係る課題と取組効果でございます。

市内には、企業間での取引、いわゆるB to Bを主とする事業所が多く、一般消費者向けの商品を開発する事業所は多くご

ざいませぬ。

したがいまして、摂津優品（せつつすぐれもん）を拡大していくことは、簡単ではないと考へております。

また、アンケート調査におきまして、摂津ブランド認定事業者に課題をお尋ねしましたところ、販路開拓と知名度アップとの回答が多くございました。

一方で、摂津ブランドの認定は効果があったか御質問をしたところ、市や商工会による情報発信で知名度がアップしたことや展示会、広告費用の補助制度を活用できたことで効果があったとの回答が多くございまして、人材確保につながった、売上げが増加したと回答いただいた事業者もございまして、一定の取組効果を感じているところでございます。

ただし、市外での知名度がアップできたとの回答は少なく、今後は市外に向けての摂津ブランドの知名度拡大が求められております。

以上でございます。

○福住礼子委員長 菰原課長。

○菰原環境政策課長 それでは、13番目の再度の御質問でございます。

アライグマの捕獲の状況について、お答えいたします。

令和5年度のアライグマの捕獲数は、15頭でございました。

捕獲数の推移は、令和元年度が2頭、令和2年度が7頭、令和3年度が25頭、令和4年度が13頭であり、増加の傾向が伺えます。

アライグマの駆除につきましては、大阪府が策定いたしました大阪府アライグマ防除実施計画に基づき、大阪府、市、市民の役割分担のもと、市民からの目撃情報や相談を受けた際には、捕獲おりの貸出しを

行い、捕獲の協力をお願いしているところでございます。

また、近年のアライグマの捕獲件数が増加している傾向に鑑みまして、貸出しする捕獲おりの保有数の増強を行うとともに、広報紙や市ホームページを活用して、普及啓発を実施しているところでございます。

以上でございます。

○福住礼子委員長 三浦課長。

○三浦環境業務課長 それでは、環境業務課にかかわります御質問にお答えいたします。

質問番号15番、車両管理事業に係るものでございます。

令和5年度末時点での車両管理台数となりますが、28台を管理しており、その内訳といたしましては、4トンパッカー車が1台、2トンパッカー車が11台、2トンバキューム車が1台、2トンダンプ車が9台、1トンダンプ車が2台、軽トラックが3台、電気自動車が1台となっております。

このうち、主に収集業務で使用する2トンパッカー車は、令和5年度末で初年度登録から10年以上経過している車両が6台、このうち4台が15年以上経過しております。

2トンダンプ車につきましては、初年度登録から17年以上経過となる車両が8台となります。

1トンダンプ車につきましては、2台とも17年以上が経過しております。

また、車体本体に穴があいた場合の対応でございますが、穴あきが発覚した場合には、すぐに当該車両の運用を停止し、修理を行っております。

ボディー部の穴あきの原因といたしましては、自転車等の金属製のごみなどを投

入し、回転板で巻き込む際に、ボディー部が削られることにより発生するものでございます。そのため修理方法といたしましては、当該穴あき部に金属板を溶接する等の手法により修理を行っております。

以上でございます。

○福住礼子委員長 西村課長。

○西村保健福祉課長 保健福祉課に係ります2回目の質問にお答えいたします。

質問番号16番、社会福祉協議会補助事業の摂津市災害ボランティアネットワークの活動内容と効果についての質問にお答えいたします。

災害発生時におけるボランティア活動を効果的かつ円滑に実施することを目的に、社会福祉協議会が中心となりまして、市や市民団体等をメンバーとして、令和4年3月に発足し、定期的に会議を開催しているものでございます。

会議では、各団体の支援活動内容について、報告を行うとともに、防災や減災に係る情報交換、連絡体制についての情報共有等を行っております。

令和5年度につきましては、摂津青年会議所の方により、能登半島地震の災害ボランティアに参加した際の活動報告をいただきました。

今後も、有事の際に速やかに各団体の連携が取れるように、取組を進めてまいります。

続きまして、質問番号17番、社会福祉協議会補助事業のコミュニティソーシャルワーカーの設置を補助事業から委託事業に変更して取り組んでいる理由についての質問にお答えいたします。

コミュニティソーシャルワーカーの配置は、令和4年度までは、社会福祉協議会独自の事業として、市が補助をする形で実

施をしておりましたが、福祉課題が複雑化する中で、コミュニティソーシャルワーカーが担う役割は大きくなり、市と社会福祉協議会がより密に連携を図る必要性が高まっております。

そこで、市が事業の主体となりまして、仕様に基づく事業として、社会福祉協議会に委託し、事業の進捗確認や終了後の事業評価を実施することで、事業の発展を目指し、個人情報の共有も含めて、市と社会福祉協議会のさらなる連携の推進を図ることで、様々な福祉課題を解決することを目的として、補助事業から委託事業に変更しております。

続きまして、質問番号18番、健都推進事業の令和5年度の本市での実証事業の内容と効果についての質問にお答えいたします。

令和5年度の地域実証事業の内容といたしましては、老化物質であるAGEsの測定を健都ヘルスサポーターの会員を対象に、秋フェス in 明和池公園のイベントの中で実施しました。

効果としましては、AGEsの蓄積度合いを測定することで、相対的な自身の老化度について知ることができ、自身の体や生活習慣についての認識を深め、生活習慣改善のきっかけとなり、健康意識を高めることにつながったと考えております。

また、測定後には老化度の理解や生活習慣改善等に関するアンケートが行われており、実証事業を行った企業へのフィードバックにもつながっていると考えております。

続きまして、質問番号19番、救急医療体制整備事業について、休日小児急病診療所の患者が増加したことによる混乱はなかったのか、また、市民を含めて、患者が

増えたことで、受診できなかつた方はいなかつたのかの質問について、お答えいたします。

一昨日も答弁させていただきましたが、令和5年度はインフルエンザの全国的な爆発的流行があり、全国的に医療機関において、検査キットや薬の入手が困難であるとの報道がありました。

本市の休日小児急病診療所におきましては、事前にしっかり準備を行っており、キットや薬は十分に確保できており、待合室での混雑はあったものの、大きな混乱はございませんでした。

また、休日小児急病診療所においては、午前9時30分から午前11時30分、午後1時から午後4時の間で受付を行っておりまして、市民、他市民を問わず、受付を済まされた方につきましては、全員の診察を行っており、安心して受診いただける体制を確保できております。

続きまして、質問番号20番、健康せつつ21推進事業のCheck FASTとSTOP MIの認知度の向上のための取組について、お答えいたします。

一昨日、お伝えさせていただきました市民公開講座での啓発のほか、広報紙や地域福祉通信への記事の掲載、自治会回覧やイベントでのチラシの配布などを行っております。そのほか、小学校区ごとに実施されておりますサロンにおきまして、チラシや令和2年度に作成した動画を活用し、保健福祉課の保健師による講話で直接、市民の方にお伝えすることで、認知度の向上に取り組んでおります。脳卒中や心筋梗塞を予防するためには、予兆や前兆を知っていただくことが大切であると本市でも考えておりますので、引き続き国立循環器病研究センターと連携し、啓発などを行うこと

でにより、認知度の向上、内容の周知に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○福住礼子委員長 細井課長。

○細井高齢介護課長 22番、老人クラブ活動事業についてでございます。

会員減少の主な要因といたしましては、定年延長や定年後も再雇用で就労される方などの増加や趣味、地域活動、ボランティアなどの社会参加方法の多様化に加え、会長職の担い手不足から、単位クラブの解散に至っている現状があると認識しております。

加入促進につきましては、市役所1階のロビーに啓発コーナーを設置し、啓発チラシや広報せつつでの活動紹介記事の掲載のほか、高齢介護課も参加しております老人クラブ活動の会員増強プロジェクトチームにおきまして、新規加入者一人につき500円を単位クラブに還元するワンコインキャンペーンなどを実施しているところでございます。

また、これらに加えまして、ボッチャ体験会や万博ウォーキングなど、会員以外でも参加できるイベントを実施するほか、新たな同好会を結成するなど、積極的な取組もされておりますので、事務局といたしましても、必要となる支援を行いながら、加入促進につなげてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○福住礼子委員長 由井次長。

○由井保健福祉部次長 障害福祉課にかかわります2件の質問の2回目の答弁を申し上げます。

まず、1点目、福祉タクシーの利用率を担当課としてどのように捉えているかの問いであったと思います。

まず、全体の利用率といたしましては、先日申し上げましたとおり、25.9%と伸びておりません。

理由として考えられることといたしましては、大阪府内のタクシー料金初乗り乗車距離が、現在1.3キロメートルと短くなっており、本市の1乗車について、1枚のみの使用であれば、タクシーを利用されても無料で乗車できる距離が短くなっていることが要因としてあるのではないかと考えられます。

また、タクシー会社によって初乗り運賃額に違いがあること、身体障害者手帳、療育手帳の方であれば、障害者割引を適用した後の金額を請求していただくことから、事務の煩雑さについても御指摘をいただいているところであります。

今後は、1回の乗車券の利用枚数を利用料金に応じて、2枚まで可能とすること、1枚当たりの金額について、定額にすることの制度見直しが必要になるかと考え、タクシー事業者とも協議し、事業目的が果たせる制度の見直し、契約変更についても進めてまいりたいと考えております。

続きまして、2点目、重度身体障害者等住宅改造助成金について、御答弁申し上げます。

北摂の他市では、20万円、50万円を上限としている市もある中、本市においては、助成金の交付の対象となる経費については、100万円を限度としております。

執行額が低いのではないかと御指摘があったかと思いますが、障害者手帳に記載された障害が原因となって、自宅での移動、排せつ、入浴などの動作が困難な場合に、自宅を安全で利便性に優れたものに改造することで、住み慣れた地域で生活することから、対象者に周知することが重要

であります。

また、障害の程度によっては、介護の手をどうしても入れなければならない状況が生じることもあり、その場合には、住宅改造によって、介護負担を質的にも量的にも軽減することが可能となることも考えられます。

そのようなことから、対象者は多くおられると思われ、情報提供を積極的に進めていくことが重要であります。ホームページ、障害福祉ハンドブックだけではなく、当事者の生活環境を把握されている相談支援機関等にも情報の周知を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○福住礼子委員長 光好委員。

○光好博幸委員 御答弁ありがとうございます。

では、3回目の質問に移らせていただきます。

おおむね要望とさせていただきますけど、数点まだお聞かせいただく点がございますので、よろしく願いいたします。

まず、質問5でございます。斎場の利用と市内利用者の割合などについて、お聞かせいただきました。

令和4年度から7.1ポイント増加の86%でございます。予約ができなかった市民はいなかったとのことでございますので、料金5倍ですのでね、あんまりそういう影響がないと言うか、改定した効果が出ているのではないかと理解しました。

これからも、こういった状況が続くかと思えますけれども、ぜひ市民目線と言いますか、市民が利用できないことがないように、特別枠を設けていただいておりますけれども、しっかりと状況を見ながら、さらなる工夫が必要な場合は対応する形で、

ぜひお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。これも要望とさせていただきます。

続きまして、質問6でございます。立体駐車場を解体した影響で、裏の駐車場があふれたかどうか、あるいは解体工事の市民への影響でございました。影響なかったとのことで、まだ11月末まで工事は進むと思いますけれども、細心の注意を払っていただきたいと思います。

また、裏の駐車場45台ですかね、あふれなかったとのことでございますけれども、前も言いましたけど、私がコロナ後に行ったとき、感覚的には2回に1回ぐらい立体駐車場へ案内されていたんです。過去は立体駐車場もいっぱい、橋を渡って向こうの駐車場まで行って、走ってきた経験もあって、もしかすると、まだあふれる可能性もあると思います。継続的に、そういったことも意識しながら案内すること、場合によっては、次なる対策をぜひ検討いただきたいと思っております。丁寧に御対応いただきますように、また状況をしっかりと把握しながら取り組んでいただきますように、ぜひよろしくお願いたします。これも要望とさせていただきます。

続きまして、質問7です。ふれあいマラソンでございます。

ここ数年の参加状況で、コロナ前は、やっぱり1,000人を超えていた。40回の記念やったこともございますけれども、減ってきているのが気になるところでございます。

ただ、親子チャレンジランはいつも大盛況でございまして、親しみやすい大会になっているのではないかと思います。

募集期間が、たしか11月24日までで、今どれぐらいの推移を示しているかどう

か分かりませんが、ぜひさらなるPR等々、お願いしたいと思います。

これ、1,000人規模ぐらいでやりたいと、前私が言ったのか、答弁でそうだったのか、分かりませんが、せつかく開催するんでしたら、1,000人規模ぐらいで開催するほうがいいのかと私思いますけれども、そういったことからすると、前回から200人ぐらい積まなあかん。なんで、この辺の御認識とか、あるいは昨年の参加人数を見た上で、さらに維持するとか、増やすような取組、今やられているのかどうか、お聞かせいただきたいと思っております。

続きまして、質問8でございます。SSKの強みを生かしたスポーツ振興の展開でございます。

独自のルートと言いますか、タイガースアカデミー等々をやられていること、あるいは大阪府下で初めてとのことで、非常に素晴らしい取組ではないかと思っておりますし、野球のみならず、バスケットをやられているとのことでございまして、非常にこう指定管理者の強みをフルで生かされているなど改めて思いました。

やっぱり子供たちは、トップアスリートというか、そういった方と触れ合う機会は、なかなかないと思っておりますので、ぜひぜひ継続していただいて、やっぱり夢とか、刺激を与えていただければと思っておりますので、これからこういった形であれ、例えばSSKのルートを開拓、やるのもよし、前やっていたように、今日お聞きしたアスリートスポーツ教室をするのもよし、いわゆる目的をしっかりと意識して、子供たちの夢、あるいは、健全な育成をする視点で、継続していただきますように、これ要望としておきます。

続きまして、質問9です。体育施設管理

事業でございます。

修繕費の内容と執行率が低い理由についてでございます、やっぱりまだ気になります。

安全・安心で、老朽化、長寿命化の視点でいくと、私はスポーツ広場、まだ手を加えられたんじゃないかと思っています。そういった意味で思うに、私よくスポーツ広場へ行くんですけどね、ベンチが腐食、ちょっと色が変わって老朽化が進んでいたりとか、トイレもかなり狭いのは仕方ないと思いますけど、老朽化が進んでたりしています。和式のトイレがまだあったりとか、和式は和式で、一つは、置いとく考えはあるかと思っていますけども、そういったことを私は感じているんです。設備維持管理の観点から、修繕費を残していることについて、今どのように捉えているかを3回目お聞かせいただきたいと思います。

続きまして、質問9です。鳥飼なすの課題でございます。

高齢化、あるいは技術伝承と言いますか、後継者の問題、しっかりとこれから取り組んでいく、あるいは高齢化については、ますます深刻な問題になってくるんだろうと思いますので、ぜひ着実に技術伝承等々について、やっていただきたいです。昔、水耕栽培でしたっけ、何か技術革新もおっしゃっていました。諦めず、僕もやったことありますけど、かなり難しい。水が大分要りますし、僕も失敗したんですけど、なかなか難しい技術ではありながら、なにわの伝統野菜でございますので、しっかりとそのあたりは進めていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

視点を変えますけども、令和5年度は、やっぱりB級品だったと思いますけど、市民の皆さんに食べていただく、なすONE

グランプリを始めたと思いますので、その内容と手応えについて、3回目お願いいたします。

続きまして、質問11です。ビジネスサポートセンターの件でございます。特別枠の効果や内容をお聞かせいただきまして、様々な相談があったかと思いますが、むすんでひらく文化祭であったり、オンライン催事のイベントであったり、創業支援等々だったと思います。

その中で、令和5年度はオンライン催事が先ほどありましたように、初めてやられたと思いますので、これね、ビジネスサポートセンターから端を発した取組の一つだと思いますので、オンライン催事の状況をお聞かせいただきたいと思います。

続きまして、質問12です。摂津ブランド認定の課題と効果についてでございます。

アンケートと言うか、手応え感じてられると、非常に狙いどおりな気がしています。人材確保にもつながっていると。ぜひぜひこれからも頑張って取り組んでいただきたいと思います。摂津優品（せつつすぐれもん）、摂津優技（せつつすぐれわざ）は、やっぱりビジネスにつながるチャンスだと思います。

また、先ほど御紹介ありましたけど、B to Bですよね、摂津優品（せつつすぐれもん）は一般消費者ですけど、事業所は4,000社ありますので、B to Bの視点で、市内での有効な技術のコラボと言うかね、そういうところでまた新しい技術が生まれる可能性もありますので、よろしく願いいたします。

あと、先ほど課題にも挙がっていましたが、市外はやっぱりまだまだ認知度が低いとのことでございますので、しっかりと

PRもしながら、摂津ブランドとして、確立していただきますように、要望といたします。よろしく願いいたします。

続きまして、質問13です。アライグマの対応について、ここ数年の推移を聞かせていただきまして、令和3年度から、やっぱり多いんです。

アライグマのことは、前も環境政策課長に言いました。私の家の裏でも2匹ぐらいつがい歩いていましたし、地域の自治会長から相談を受けて、おりを一緒に設置しに行ったりとかね。実は捕まえた例も何回かあって、その後はお願いしましたけど、やっぱりまだまだ多いです。

アライグマって、かわいらしく見えて気性が荒いので、そういった意味では、侮れんと言うかね、摂津市で熊は出てこないと思いますけど、アライグマについての注意喚起は、やっていただきたい。けがしてからやったら遅いんです。

なので、捕獲方法も含めて、アライグマの特徴とか、写真がであると思いますけども、ぜひぜひ広く周知していただきまして、しっかりと取り組んでいただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。要望とします。

続きまして、質問15のパッカー車の状況でございます。

書き留めなかったんですけど、10年以上のやつがかなりたくさんありました。

多分、主力になっている2トン車が11台中6台で、狭所の道路とかに行ける1トン車が17年以上やったと思いましたけども、かなり車両が古い。修繕に、お金かけるのもそうですけども、やっぱり更新して根元断ちはしっかりやっていただきたいと思います。

たしか、令和6年度の予算のときに、長

納期化が進んでいるとおっしゃっていたと思います。特殊車両なのでね。そういった意味では、しっかりともう1回何年たっているか、あるいは状況がどうなっているかとか含めて、更新計画、しっかりと立てるべきだと思いますので、よろしく願いしたいと思います。

また、タイミングよくと言うか、収集業務で私、今相談受けているところがあって、そこもめちゃくちゃ細い道なんです。細いから大きい車が入られへんと聞いたりもしますので、そういったところも、例えば、小型のパッカー車を用意して、狭小道路に行くように工夫するであったりとか、そういうことができるかどうか分かりませんが、更新の折には、市民目線で対応していただければと思いますので、これ要望としておきます。よろしく願いいたします。

続きまして、質問16です。摂津市の災害ボランティアネットワークについてでございます。

活動内容、効果等々、様々取り組まれていると理解しました。いい取組だと思えますし、先ほど関係団体のお話を聞くと、ふだんなかなか接する機会が少ないような団体も多かったのではないかと思いますので、もうそういった関係性も構築できたのではないかと思います。

やっぱり地域の福祉課題の解決は、当然のことながら、行政のみでは解決することができないと思えますし、絶対に達成できないと思えます。様々な機関あるいは団体、市民と、引き続き協力して、今後も摂津市の福祉課題の解決に向けて、しっかりと取り組んで、推進させていただければなと考えておりますので、ぜひよろしく願いいたします。これも要望とします。

続きまして、質問17です。コミュニティーソーシャルワーカーの委託業務の付け替えの目的でございまして、令和4年度は補助する立場、令和5年度からは事業主体になると、非常にいい志と言うか、取組だと思えます。

制度のはざまに陥っていたり、あるいは複雑な福祉課題を持つ要支援者を支援するには、これまで以上に、このコミュニティーソーシャルワーカーの存在は、ますます重要になってくるのではないかなと感じております。より一層、市と社会福祉協議会とが連携して、事業を進めていくことが必須ではないかと考えております。

また、体制構築に向けて進めていることでいきますと、重層的支援体制の整備事業におきましても、このコミュニティーソーシャルワーカーは核になると認識しております。様々な課題があろうかと思えますけれども、これからはしっかりと連携を図っていただき、市民の困りごとを一つでも多くね、解決できるよう取り組んでいただきますように、これも要望としておきます。

続きまして、質問18です。健都ヘルスサポーターの会員等を対象とした実証事業について、お聞かせいただきました。

令和5年度、私も行きましたけど、明和池公園の秋フェスで、イベントとして、AGESの測定をやられたところございまして、やっぱり市民参加型の事業でございますので、先ほどもありましたように、市民あるいは企業の双方にメリットがあったんじゃないかと思えます。

先日17日も行きましたけど、これはエア・ウォーターでやっていたんですかね。

ウォークラリーとかね、同時開催されて、健都の街を歩きながら、健康に触れる、あるいは意識向上のために、いろいろ工夫さ

れて取り組まれたと思えますし、今後もぜひ盛り上げていってほしいと思えます。

また、様々な地域で産学官の連携は展開されていると思えますけれども、今回の健都でのこの取組は、産学官に加えて、民が入っているところがポイントじゃないかと私も感じておりまして、そういった意味でもこの取組は素晴らしいと思えますので、摂津市の特色、あるいは先ほどのブランド向上のところも含めて、しっかりと健康・医療のまちづくりを、摂津でね、ぜひぜひ取り組んでいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。これも要望としておきます。

続きまして、質問19でございます。休日小児急病診療所の状況でございまして、大きな混乱はなかった。あるいは人が多くても最後まで診察していただいたとのごとでございまして、安心していただける、受診していただける体制になっていると思えました。

やっぱり本市でね、最後の砦と言いますか、この休日医療の小児に対しては、非常に素晴らしいと言うか、重要な施設でございますし、私の子供がちっちゃいときも、幾度となく、最後にそこへ行って、診察してもらって、薬まで出していただけたとのごとで、安心して対応していただけるので、ぜひぜひね、維持していただけたらと思えます。

今後も、継続的に市民サービスを提供するところで、医師とか、あるいは看護師の確保、様々な課題があろうかと思えます。安心して暮らせる健康のまちとして、しっかりと取り組んでいただきたいと思いますので、これもぜひぜひよろしくお願いいたします。

続きまして、質問20です。Check FAST、STOP MIの認知度を上げる取組でございまして、いろいろ取り組まれていること、理解いたしました。

脳卒中とか心筋梗塞に対しては、自分で、自覚症状を把握することもそうですが、家族とか周辺の方がその特徴とか症状を理解した上で、早期発見できると、最悪のケースを救えると思うんです。

そういったことからいきますと、広く、さらに周知していただきたいと思います。行政経営戦略の中では認知度が3割以下と低いこともございます、一方で、講座を受けた人は、8割よかったって言っている。行ってみたら、やっぱりいいんですよ。

なので、周知をしっかりと図っていただいて、みんな関心を持っていただいて、今後も国立健康・栄養研究所あるいは国立循環器病研究センターとの連携を生かしながら、取り組んでいただいて、そういった情報提供をしっかりと取り組んでいただければと思いますので、ぜひぜひよろしくお願いいたします。これも要望としておきます。

続きまして、質問22です。老人クラブの課題と加入促進の考え方でございまして、やっぱり担い手不足であったり、あるいは、60歳以上、65歳以上の方って、やっぱりまだまだ現役で、いらっしゃるので、なかなか入りづらいんだろうと感じました。

ただ、会員以外でも、イベントに参加ができるよう間口を広げられておりますので、そういったところでも輪を広げてほしいと思います。

一方でね、やっぱり地域の中での輪も大事でございまして、私も老人会の方と、喋ることもありまして、先日も第2回の鳥飼のボッチャ大会に行かせてもらいました。

来たらみんな笑顔で、すごく楽しんでやられているところでございます。やっぱり老人クラブとしても、これからも活気ある展開が必要だと思いますので、活動が充実するように、ぜひぜひ支援していただきますよう、よろしく願いいたします。要望とします。

続きまして、質問23でございます。福祉タクシーの利用率が伸び悩んでいる状況と課題認識でございます。

やっぱり1枚で乗れる距離が短いことか、あるいは事務が煩雑になることが課題だと思います。

ただね、次長も、既にどうするか、2枚にするとか、初乗りにはこだわらない対応で、既にね、制度改正に向けて取り組まれていることは、非常に頼もしく感じております。ぜひぜひ推進していただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

まだまだ必要な方が利用されていない状況もあると思います。必要な方に必要なサービスが提供できるように、今回、制度改正に着手されておりますので、改正できるように取り組んでいただいて、本当に障害者の目線に立って、制度改正よろしくお願いいたします。これも要望とさせていただきます。

最後、質問24でございます。重度身体障害者等の住宅改造等々、予算要求に対し、執行率が低い御認識でございます。

これも、他市の補助の上限を含めて御答弁いただきまして、ありがとうございます。

そういった意味では、摂津市は上限100万円と、非常に手厚い対応をされているんだろうと思います。けれども、執行率が低いのも気になりますし、思い返せば、令和6年の予算のときは、たしか300万円

の予算になっていたので、400万円から100万円下がっているんです。

そういった意味からすると、まだまだ広く周知する必要もあると思います。言い方悪いですけど、執行率が低ければ低いほど、また予算が減額されて、必要なときに足りないことになる、予算の上積みって難しいと私は思っています。ぜひ周知していただきたいですし、やっぱり障害者や御親族にホームページ見てもらうよりも、寄り添って、こんなありますよと伝えることが私、重要と思いますので、周知にも一歩踏み込んで工夫していただいて、対応いただければと考えておりますので、ぜひよろしくお願いいたします。

3回目、以上です。

○福住礼子委員長 妹尾課長。

○妹尾文化スポーツ課長 マラソン大会の今後の参加者増、維持に関する御質問でございます。

マラソン大会の参加者数につきましては、令和元年度の大会をピークに減少傾向にございまして、昨今の報道等で目にいたしますのも、全国的にコロナ禍でのマラソンの人気により増えたランナー人口も減少傾向にあることで、各地でのマラソン大会でも、出場数が大幅に減っておりまして、本市の大会でも一定そのような傾向にあるのかと考えております。

一方で、親子チャレンジラン1kmの部門は毎回定員になるほど人気でございますし、高校生以上の成人男性でも、引き続きマラソン人気は根強いことから、しっかりとタイムを出したいランナーだけでなく、子育て世代が御家族で楽しんでいただけるような、親しみやすい大会としても、引き続き内容を充実していきたいと考えております。

また、令和5年度には、包括連携協定を結んでおります第一生命の御協力のもと、走り方教室を実施いたしまして、市内の小学生、多数御参加いただきました。

引き続き、このような形で、マラソン人口のすそ野を広げていけるような取組も考えていきたいと思っております。

それから、体育施設の維持管理で、特にスポーツ広場につきましては、平成7年度に竣工した施設でございまして、平成31年度に竣工した山田川運動広場ですとか、令和元年度に大規模修繕が完了いたしました青少年運動広場と比べても、古い施設でございます。光好委員御指摘のとおり、施設の老朽化といったことも、日々、指定管理者と情報共有を図るとともに、利用者の御意見もお伺いしながら、維持管理に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○福住礼子委員長 鈴木課長。

○鈴木産業振興課長 それでは、質問10番、鳥飼なす保存奨励事業に関しまして、なすONEグランプリの内容と効果について、御答弁させていただきます。

令和5年度に初めて実施されました鳥飼なすONEグランプリは、摂津市商工会の主催で、市内20店舗の飲食店におきまして、7月20日から31日の12日間で開催されました。

市は、特産品である鳥飼なすのPR、及び市内飲食店を応援する取組に賛同しまして、後援の形で、主に事業の周知に協力してまいりました。

これまで市場に出回ることが少なかった鳥飼なすを使い、各飲食店が新たなメニューを開発することで、市内店舗や市民にも鳥飼なすをより身近に感じていただけたと考えております。

また、参加店の満足度も高く、ほとんどの飲食店で令和6年度も取り組んでいただきました。

続きまして、質問11番、摂津市オンライン催事の状況でございます。

令和5年12月に実施いたしましたオンライン催事には、17事業者が参加され、20商品のクラウドファンディングを実施することができました。

この20商品のうち、19商品で目標額を達成し、最大で目標額の27倍に達した商品もございました。

また、オンライン催事後には、半数以上、14品の商品が実際に商品化されております。

以上でございます。

○福住礼子委員長 光好委員。

○光好博幸委員 御答弁ありがとうございます。こちら全て要望とさせていただきます。

質問7のふれあいマラソンでございます。いろいろお聞かせいただきました。

やっぱり親子チャレンジランね、非常に大盛況でございます。親子チャレンジは満員になるかもしれませんけども、やっぱりいろんな区分のランナーにも来てほしいのです。なかなか難しいと思いますけど、1,000人規模っていうのはこだわってほしいと言うか、どんどんね、衰退するんじゃないなくて、1,000人近くでずっと維持することがすごく大事だと思います。少なかったら少ないで工夫するなり、あまり来過ぎると困りますけれども、ぜひそういったところも視点に入れながら、やっていただきたいです。やっぱり私思うに、アットホームな大会でございますので、いいところをね、どんどんアピールしつつ、若い人も汗をかけるような、そんな大会にしてい

ただきたいと思いますので、ぜひよろしく願いいたします。今年は私も走らせていただきますので、よろしく願いします。

続きまして、質問9のスポーツ広場設備の修繕のところでございます。

いろいろ御認識を聞かせていただきましたけど、予算をとって執行する、あるいは状態をしっかりと見て、着手していくという視点は持って、ずっとやっていただきたいと思います。

先ほど、トイレにも触れましたけども、グラウンド・ゴルフ大会に行ったりとかするときにも、やっぱりトイレの話、話題に出るんです。狭いのもありますし、和式もそうですし、あと温水便座にしてほしいとかね、言うたら、青少年運動広場はきれいになりまして、たしか多目的トイレにはなっていたと思うんです。

そういう視点でいくと、格差をなくすとしたら、スポーツ広場も、少なくとも多目的トイレのところはシャワーつきトイレにするであるとかね、市民目線に立ってやること、トイレのみならず、状態管理と言うか修繕の視点で、確保した予算はしっかりと使っていくって、維持管理しないと。手をつけないことが長くなると、どんと修繕費上がったり、さっきのパッカー車の話じゃないけど、故障につながったり、老朽化が進んでいって、そのツケがたまって、一気に大金投資せなあかんことになります。ぜひしっかり状態を管理していただきながら、適宜修繕をしていただきますように、またトイレも、1回、現場見に行っていたいで、どんな状況かも見て、対応していただきますように、よろしく願いいたします。これ要望とします。

続きまして、質問9、なすONEグランプリでございます。

非常に大盛況であったとのことで、ありがとうございます。

令和6年度も、私ものぞかせていただきましたけど、バージョンアップしていること、あるいは市も協賛の立場をとって、しっかりとやっていることで、これも継続して、なかなかしんどいところはあるかとは思いますが、やっていたきたいと思えます。

また、先ほども言いましたけど、なにわの伝統野菜でございますので、やっぱり身近にね、皆さん感じていただく取組も必要でしょうし、そういったところがきっかけに、鳥飼なすの認知度を上げていただくことも必要だと思いますので、ぜひ盛り上げていただきたいと思えます。よろしくお願いいたします。要望です。

最後に、質問11のオンライン催事でございます。

17者、20商品のクラウドファンディング、これもかなり苦労があったと思えます。

2.7倍の目標額を達成したこともございまして、非常に反響が多かったのではないかと思いますので、ぜひそういったところでね、やっぱり摂津市の商品、先ほどの市外へのアピールっていう話もありましたけども、そういうところへ着目していただいて、摂津市すばらしいとか、これ摂津市で作っているんだ、とかが一つでも増えれば、また摂津ブランドの向上にもつながりますので、よろしくお願いいたします。

また、今も商工会とうまく連携はされているとは思いますが、より一歩踏み込んで、市の立場から、言えることは言いつつ、任せっきりにすることはないかとは思いますが、せつかくね、いい取組がございまして、しっかりとタッグ組んでね、

これからもやっていただきたいと思えますので、よろしくお願いいたします。

そういったことがね、中小企業の育成等々につながると思えますので、ぜひよろしくお願いいたします。

以上で、私の質問を終わります。

○福住礼子委員長 香川委員。

○香川良平委員 それでは、数点質問をさせていただきます。

まず、1点目、事務報告書の117ページです。斎場管理事業でございます。

摂津市の斎場の使用状況が載っております。

聞きたいところが、身体の一部の状況です。

この数字は、昨年と比べて、大幅に増えていると思っております。1点目で、その要因について、お聞かせいただきたいと思えます。

次に、これも事務報告書から行きます。139ページ、中小企業金融対策事業でございます。

市融資利子補給金及び保証料補給金取扱い状況でございます。

利子の補給金が29件、183万7,616円で、保証料の補給金が交付件数、金額とも0件となっております。

予算概要の備考欄では、保証料は完済時に全額補助、利子は完済時に2分の1補助となっております。

この利子の補給金が出ていることで、完済していると思うんですけども、それに伴って、保証料も発生してくる、補給金も発生してくると思っておりますけど、そのあたりの御説明をお願いしたいと思えます。

次に、事務報告書、これも事務報告書から行きます。123ページ、文化関係団体

育成事業です。

1 番の摂津市文化連盟加盟団体の部分であります。

カラオケの部が、団体数が2団体、構成員数が12名となっております。

これ昨年の事務報告書と比べてみると、7団体、構成員数で92名減少しております。この要因について、お聞かせいただきたいと思っております。

次に、決算概要60ページです。市民活動情報共有サイト運営等業務委託料についてです。

これ先日も他の委員から質問がありましたが、当初予算で193万6,000円、減額補正をされまして、80万円となり、決算額は42万200円となりました。当初の計画どおりに進まなかったようであるとの印象も持っています。

改めて、この一連の流れを、説明していただきたいと思っております。

次に、決算概要74ページです。ホームレス巡回相談事業負担金についてでございます。

摂津市等、近隣のホームレスの現状と、この負担金に対して、どのような補助があるのかをお聞かせいただきたいと思っております。

以上です。5点。以上です。

○福住礼子委員長 坂本課長。

○坂本市民課長 それでは、市民課に関しますお問いに対しまして、御答弁申し上げます。

身体の一部が増えた理由についてでございますけれども、身体の一部は主に糖尿病やその他の病気などにより、切断された身体のことでございます。取扱事業者から斎場に持ち込まれるものがほとんどでございます。

増加の理由といたしましては、取扱事業者がこれまで持ち込んでいた他市よりも摂津市のほうが利便性がよい点と、もう1点、これまで持ち込んでいた火葬場のうちの一つの寝屋川市が令和5年度に斎場の大規模改修を行っていることによるものでございます。

以上でございます。

○福住礼子委員長 鈴木課長。

○鈴木産業振興課長 それでは、2番目の事務報告書139ページ、中小企業金融対策事業に係ります保証料補給金が0件である件にお答えさせていただきます。

こちらは、令和2年度、新型コロナウイルス感染症の支援策としまして、完済前に利子補給を実施しております。令和2年度までに借り入れられた全事業所の保証料につきまして、全額そのときに補給しております。

ですので、既に保証料については補給している状態でございます。

以上でございます。

○福住礼子委員長 妹尾課長。

○妹尾文化スポーツ課長 質問番号3番の文化連盟加盟のカラオケの部の減少について、お答えいたします。

カラオケの部の団体のうち、退会されました、7団体については、文化連盟祭や市民芸能文化祭といった文化連盟としての活動をする発表の場だけでなく、独自にカラオケを中心とした活動をしたい御意向で、文化連盟を退会して、歌謡連合会として独立し、活動をされていると伺っております。

以上でございます。

○福住礼子委員長 川本副理事。

○川本生活環境部副理事 それでは、決算概要の60ページ、市民活動支援事業の市

民活動情報共有サイト運営等業務委託料についての御質問にお答え申し上げます。

市民活動情報共有サイト運営等業務委託料につきましては、当初予算において、193万6,000円で予算を設定しておりました。

当初は、10月ごろにサイトの運用を開始する予定でしたが、テスト段階でバグ等がいろいろとあり、予想以上にサイトの構築に時間がかかりまして、サイトの開設が年明け1月にずれ込んだことから、80万円に減額補正を行っているところでございます。

また、イベント情報の掲載も、まずは市や委託先の商工会関連のイベントから掲載し、一般の団体による掲載が大体3月ぐらいからの開始となりましたので、結果的に決算額が42万200円となったものでございます。

以上でございます。

○福住礼子委員長 仲野課長。

○仲野生活支援課長 質問番号5番、ホームレス巡回相談事業負担金についての御質問にお答えいたします。

まず、ホームレスの現状でございますが、令和2年度から令和4年度までは、5の方が河川付近などで生活されているのを確認しております。

令和5年度は、年度途中で新たに二人の方を確認いたしました。7人のうち、二人の方は一時生活支援事業による支援につながりまして、令和5年度末はこれまでと同様の5人の状況でございます。

近隣におきましては、令和5年度末の状況ではございますが、茨木市が5人、豊中市は4人、吹田市と高槻市が一人の状況でございます。

ホームレス巡回相談事業負担金につき

ましては、ホームレスの方が地域社会で自立して、安心、安定した生活を営めるように支援することを目的に、大阪府内の自治体が参加した広域事業として開始され、令和5年度からは、社会福祉法人大阪府社会福祉協議会と社会福祉法人みなと寮による大阪府ホームレス巡回相談指導事業共同運営団体に委託して、実施していただいております。

巡回に当たりましては、巡回相談員が毎月定期的に訪問していただき、対象者に声かけを行い、支援の必要性等について、確認いただいております。

私自身も4月下旬に巡回相談員に同行させていただき、その際は4人の方にお会いいたしました。長年ホームレスの生活を続けておられる御様子で、行政の支援等については、現在は不要との意思を示されておりましたが、引き続き状況確認は行っているところでございます。

なお、この事業の経費につきましては、生活困窮者自立相談支援事業費等負担金として、4分の3の国庫負担金がございます。

以上でございます。

○福住礼子委員長 香川委員。

○香川良平委員 ありがとうございます。

それでは、2回目の質問をさせていただきます。

斎場管理事業であります。

身体の一部が増えている要因については、利便性がいいことと、寝屋川市の斎場が大規模改修中であるとの御答弁でありました。

これの気になる点が、一般の火葬に対して、この身体の一部が増えていることによって、何か影響があったのかなど、そこが気になる点です。その点お聞かせいただき

たいのと、寝屋川市が改修中ではありますが、これはいつまで改修する予定なのかその辺も2回目でお聞かせいただきたいなと思います。

次に、中小企業金融対策事業です。

聞き漏れで、分からなかったので、もう1回答弁をお願いします。

文化関係団体育成事業です。

減った要因については、御答弁から理解をいたしました。

文化関係団体育成事業という事業名であることから、団体の育成をしていかなければならないと私は思っております。

この団体の育成について、どのような取組を行っているのか、その点について、お聞かせいただきたいと思います。

次に、市民活動情報共有サイト運営等委託料についてであります。

当初予算から減額となる決算がこの数字になった一連の流れの説明をしていただきました。

一般の方は、3月からスタートということで、大幅な減額になったことであります。

2回目でお聞きさせていただきたいのが、イベントナビで、イベントの補助であります。この補助金額はどういった積算をされているのか、仕組みについて、2回目お聞かせいただきたいと思います。

最後、ホームレス巡回相談事業負担金についてであります。

御答弁から、他市に比べて、摂津市のホームレスが多くいるとのことであります。

ホームレスの方、長年続けている方が多いとのことであります。年齢や体調など、今後も様々な問題が出てくると思っております。そのため早急に落ちついた生活が送れるよう、状況確認や必要な支援を続け

ていただくとともに、答弁からもありました4分3の国庫負担金があるとは言え、市の持ち出しもあることであります。

課長が4月に行っていた、今後もそういった取組続けていただいて、ホームレスの方、少なくなれば、支出も減っていくと思っておりますので、この辺ししっかり取組を行っていただきたいと思っております。これは要望です。

○福住礼子委員長 坂本課長。

○坂本市民課長 それでは、2回目のお問いに對しまして、御答弁申し上げます。

これほど増加して、一般の火葬に影響はないのかとのお問い合わせでございます。

斎場には、4炉、火葬炉がございまして、そのうち1号炉から3号炉は人体を焼く。4号炉に関しましては、身体の一部や産汚物の焼却専用炉としてございまして、使い分けをしております。

なおかつ、4号炉は炉の規模も小さいものとなっております。一般の御遺体の焼却とは、身体の一部は別の火葬炉を使用しておりますので、身体の一部が増加いたしましても、一般の火葬への影響はございません。

寝屋川市の状況でございますけれども、令和6年度の9月末で大規模工事は終了したと確認をしております。

以上でございます。

○福住礼子委員長 鈴木課長。

○鈴木産業振興課長 それでは、質問2番目の中小企業金融対策事業についてでございます。

こちらは、新型コロナウイルス感染症の支援策といたしまして、令和2年度に、令和2年度までの借り入れに関する保証料補給金につきまして、令和2年度までに借り入れされている全ての事業所に補給し

ております。

ですんで、この令和5年度、29件完済された分に関しましては、全て令和2年度に補給を既に実施しておるものでございます。

以上でございます。

○福住礼子委員長 妹尾課長。

○妹尾文化スポーツ課長 質問番号3番の文化関係団体育成事業の内容でございます。

この事業内容といたしましては、市内で活動されている文化団体が主体的に実施される事業、イベント等に対しまして、活動費用の一部を補助しております。

具体的には、摂津市文化連盟が主催いたします文化連盟祭の実施に対する補助ですとか、摂津市音楽連盟が主催される各種コンサート等の音楽イベントの実施に対する補助でございます。いずれの団体も主体的な運営によりまして、多くの市民の方々に文化芸術に触れていただく機会となっております。

以上でございます。

○福住礼子委員長 川本副理事。

○川本生活環境部副理事 市民活動情報共有サイト運営等業務委託料の積算でございます。

まず、サイトの管理費用としまして、月額6万円、それが令和5年度におきましては、3か月分でございます。

それから、イベント情報の入力確認作業費用としまして、1件につき1,000円、それが令和5年度は62件。

それから、イベントを掲載するのに主催団体の登録が必要となりますが、登録の審査費用として、1団体につき4,000円、これが令和5年度で35団体となっております。

以上でございます。

○福住礼子委員長 香川委員。

○香川良平委員 ありがとうございます。斎場管理事業の部分でございます。

一般の火葬には影響がなかったとのことで、理解をいたしました。

そして、寝屋川の大規模改修も、もう既に済んでいるので、安心をいたしました。これについては結構です。よろしくお願ひします。

中小企業金融対策事業についてであります。

コロナで令和2年度までの分は保証料をもう既に補給していると理解をいたしました。

確認の意味で、もう1点だけ聞かせてもらいたいですけれども、それであるならば、予算計上する必要もないと思うんです。予算現額が15万円となっているんで、予算の積算根拠を教えてくださいと思うので、確認の意味でお願いいたします。

文化関係団体育成事業についてであります。

団体の育成のために日々取組を行っていただいていること、理解をいたしました。

今後も引き続き、文化芸術のすそ野を広げていただくために、こういった団体の育成、しっかりと取り組んでいただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

イベントナビの部分についてであります。

予算の金額の補助の積算の内容について、御答弁いただきましたので、理解いたしました。

このイベントナビっていうのは、本当に様々な団体の行事のイベントごとを載せているので、私が所属している団体のイベントを打つときも利用させていただいて

いまして、結構反響がある、見ている人も多いと感じています。非常にいい取組であると思いますので、今後も引き続き、しっかりと取組を行っていただきたいと思っています。よろしくお願いします。

以上です。

○福住礼子委員長 鈴木課長。

○鈴木産業振興課長 それでは、中小企業金融対策事業におきまして、保証料補給金の予算を計上している理由でございます。

こちらにつきましては、申し上げましたとおり、令和2年度までの借り入れに関しましては、先に既に完済しておると、補給しておりますが、令和3年度以降、借り入れられた分に関しましては、通常どおり、完済後に補給することとなっております。

したがって、令和3年度以降、借入れられた方に関して、繰上返済等で早期完済された場合に備えて、予算計上しております。

以上でございます。

○福住礼子委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○福住礼子委員長 暫時休憩します。

(午前11時12分 休憩)

(午前11時13分 再開)

○福住礼子委員長 再開します。

認定第6号の審査を行います。

本件については、補足説明を省略し、質疑に入ります。

増永委員。

○増永和起委員 パートタイマー等退職金共済特別会計です。

摂津市独自の事業で、いろいろと頑張っていると思うんですけれども、今どれだけの事業所、加入者がいらっしゃるのか、年内、2023年度内に支給をし

た分っていうのがあるのか。

また、新しく入られた方とか、そういう方はなかったのか。入退の分も教えていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○福住礼子委員長 鈴木課長。

○鈴木産業振興課長 それでは、令和5年度の実績でございます。

加入事業所につきましては、令和5年度末で25事業所、被共済者数は104名となっております。

令和5年度の支給ですけれども、退職給付金の支給につきましては、合計22件ございまして、金額にいたしまして、295万1,800円となっております。

令和5年度の新規入会の事業所でございますが、事業所につきましては、新規入会は、令和5年度はございませんでした。

以上でございます。

○福住礼子委員長 増永委員。

○増永和起委員 退会も聞いたんで、後でまた言うてください。

だんだんこう規模が小さくなってきているのは、毎年思っているところなんですけれども、ただ、やっぱりこの制度っていうのは、中小企業退職金共済制度とかね、小さい事業所にとっては、非常にメリットもあるし、加入者も掛金が無駄にならないとか、様々メリットもあると思うんです。

そういうところでは、ぜひ周知をといても言っていたところなんですけれども、令和5年度で退会されたところ、事業所がないのかと併せて、どのような周知をされてきたのか、教えてください。

○福住礼子委員長 鈴木課長。

○鈴木産業振興課長 失礼いたしました。令和5年度の退会の状況でございます。

退会につきましては、二つの事業所が減

少しております。一つは廃業で、退会となっております。こちらに12名の従業員がいらっしゃいました。

それから、もう1件につきましては、事業所として退会される意向であったのではないんですけれども、唯一の被共済者1名だけがいらっしゃいまして、その方が退職されましたので、事業所として退会された形になっています。合わせて2件の事業所が減少しております。

また、周知方法ですけれども、令和5年度につきましては、これまでの広報せつつへの掲載やビジネスマッチングフェア等でのチラシの配架等に加えまして、摂津市事業所ネットのホームページの登録事業者に関しまして、地元の企業紹介という新しいホームページを今製作しております。そこにパンフレットを送付しております。合計で1,073事業所に送付いたしております。

以上でございます。

○福住礼子委員長 増永委員。

○増永和起委員 何かね、廃業で退会というお話を聞くと、非常にこう胸がぐっと詰まるような思いでございます。やっぱりこの物価高騰の中で、業者の皆さん、本当に大変で、そこにいらっしゃった方は廃業でね、どんな大変な思いかなと思うんですけれども、働いておられる方、せめてこの共済金があったことで、助かった部分があるんじゃないのかなと思います。ぜひこの制度はしっかりと続けていっていただくと同時に、こういういい制度を摂津市がやっているのをもっともっと広げていただきたいと思うんです。

そうやって共済金もらえてよかったっていう喜びの声を具体的に載せてもいい方がいらっしゃれば、事業の説明だけでは

なくて、皆さんが目を引くように加えていただけたらどうかと思います。

今、福祉事業所とかね、非常に人手不足で、人手を確保するための工夫をいろいろされていると思うんですけれども、前から言っていますけれども、人を集めるために事業所のメリットの一つとして、こういうのを使ってもらってということもね、ぜひ呼びかけていただけたらと思いますので、要望としておきます。

以上です。

○福住礼子委員長 光好委員。

○光好博幸委員 私からも1点。状況と言うか、それはお聞かせいただきましたし、私は、今までも増永委員同様に、周知であつたりとか、あるいは中小企業退職金共済制度との違いのPRをやってくださいねって言うので、その内容を聞こうと思ったんですけれども、先ほど聞きますと、広報せつつであつたりとか、チラシ、あとネットとのことなんですけど、例えば足を運んで、中小企業、零細企業にお話ししたりとか、あるいはニーズをね、調査したりとか、そういった動きがあつたのかなかつたのかを確認お願いします。

○福住礼子委員長 鈴木課長。

○鈴木産業振興課長 事業所に足を運んでPRにつきましてでございます。

令和5年度につきましては、先ほど申し上げました事業所に郵送でパンフレットと言いますか、チラシを送付させていただいております。

令和6年度につきましては、事業所の産業振興アクションプランの作成に当たってのニーズ調査の中に、このパートタイマー共済制度だけではございませんが、摂津市の産業振興として使っていただけるような施策について載せたチラシを同封し

郵送でのPRを行っております。

以上でございます。

○福住礼子委員長 光好委員。

○光好博幸委員 分かりました。

なぜそんなことを言うかと言うと、今回25事業所で、事務報告書には109名、最新は104名なので、僕が知っている限り、過去最低なんじゃないかと実は思ったので、あえて聞かせていただきました。

厳しい言い方かもしれませんが、受け身じゃあかんと言うかね、続けるのであれば続けるで、チラシをね、渡すとかはいいんです。けど、やっぱりフェーストーフェースじゃないですけども、場合によっては、そういったお話をするなり、いいところはアピールするとか、理解してもらい動きが必要なんじゃないかなと思います。来年の決算のときには、もしかしたら100を切っているかもしれないよね。

そういったことも見据えながら、やっぱり中小企業退職金共済制度との違いであったり、やっぱりいいところはあります。そういったところを汗かくと言うたら変ですけども、状況を鑑みたときに、やっぱりさらなる一歩と言うか、全部回れということじゃないですが、チャンスを見つけて、お話するとかね、そういった話が、また事業所同士でつながりができて、情報の連携みたいなところで広がっていくと、また増えるかもしれません。そういった意味で、頑張っしてほしいとのエールでございます。

以上でございます。

○福住礼子委員長 水谷委員。

○水谷毅委員 先のことになるので、要望にさせていただきたいと思います。

まずは、今、国でも税制改正で、103万円の壁をどうしていくのか、論議が始ま

っております。

実際には、令和7年とか令和8年とかの影響になるかと思うんです。けど、市が行っている、この退職金の使われ方がね、こう、もっと大きくなっていくのか、逆の方向に向いていくのか、分かりませんが、国は、働く人がもっと稼げるように、また事業者も労働力をもっと確保するように動いています。中小企業退職金共済制度とは違って、メリットのある、この退職金の制度でございますので、その辺、早目にいろいろ反応していただきたいと要望します。

もう1点は、周知について、今お話がありましたけども、本市の場合、スクラッチカードであるとか、金券や割引券、終わったときに事業所が市役所に持ってきはると思うんですよね。換金しようと思ってね。

そのときに、こういう退職金の制度もありますけど、御存じですかとか、そういう問診のようなことができたかと思っておりますので、その点よろしくお願ひします。

以上です。

○福住礼子委員長 ほかにありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○福住礼子委員長 以上で質疑を終わります。

暫時休憩いたします。

(午前11時25分 休憩)

(午前11時26分 再開)

○福住礼子委員長 再開します。

認定第4号の審査を行います。

本件については、補足説明を省略し、質疑に入ります。

水谷委員。

○水谷毅委員 それでは、3点御質問させていただきます。

1点目は、産前産後保険料繰入金に関する

る点です。

歳入になりますけれども、決算書から行きまして、20ページの中に、一般会計繰入金の産前産後保険料繰入金があります。

昨年度決算ではなかったと思います。国の子育て支援に関しての施策であると思えますけれども、改めて、その内容と実績について、教えてください。

それから、2点目です。国民健康保険特別会計の収支についてで、同じく決算書の20ページ、少し下段になります。基金繰入金がございます。令和5年度は1億500万円を取り崩すこととしておりますけれども、特別会計の収支状況として、どのように評価をされているのか、お聞かせください。

3点目、特定健診についてですけれども、決算概要の212ページに、特定健康診査等事業で、特定健康診査等委託料があります。令和4年度決算と比較しまして、決算額が減少しているようですけれども、令和5年度の特健健診受診状況がどうだったのか。その要因も含め、お聞かせください。

以上です。

○福住礼子委員長 畑原課長。

○畑原国保年金課長 それでは、私からは、3点の御質問のうち、一つ目、二つ目の御質問に御答弁申し上げます。

まず、一つ目、産前産後保険料繰入金についてのお問い合わせでございます。

こちらにつきましては、法改正を受けまして、令和6年1月1日から、子育て世帯の負担軽減を図るとともに、次世代育成支援の観点から、出産する被保険者に係る産前産後期間相当の保険料を届け出により免除する産前産後保険料免除が施行されたもので、その費用相当の負担について、国2分の1、府、市が4分の1ずつの割合

で、一般会計から繰り入れたものでございます。

令和5年度の実績としましては、初年度なので、令和5年4月から10月の7カ月に出産された被保険者20人の実績を基に、令和6年1月から3月の3カ月分を算出し、人数としては、9人相当分として、16万1,429円を受けております。

続きまして、2点目の基金の繰り入れのあった特別会計の収支状況について、どう評価しているのかのお問い合わせでございます。

令和5年度の特別会計の収支でございますけれども、返納金であったり、第三者納付金の状況であったり、また保険者努力支援交付金等、各種公費の状況など、トータルでの歳入であったり、歳出の兼ね合いになりますけれども、その中でも主なものとしては、歳入の保険料、こちらが当初予定よりも下振れする見込みになり、収支不足の可能性があったことから、結果として、基金を繰り入れております。

なお、それによりまして、最終的に収支均衡を図ることができておりますので、適正な財政運営が図られたものと考えております。

以上です。

○福住礼子委員長 田村参事。

○田村国保年金課参事 水谷委員の3点の御質問のうち、保健事業に関する3番目の御質問に御答弁申し上げます。

令和5年度の特健健診受診状況とその要因についてです。

被保険者数減少のため、決算額は減少しておりますが、令和5年度の受診率としては、法定報告値として、32.4%となっております。令和4年度が31.3%、近年で一番受診率が高かった令和元年度の31.5%と比較しても、受診率は上昇し

ております。これはコロナ禍からの回復や令和6年2月に4回目の実施となる新鳥飼公民館と別府コミュニティセンターにおいて、出張特定健診を実施したこと、また職場健診や人間ドックの結果を提供していただけるよう、案内を実施したことなどが受診率の上昇につながったと考えております。

特に、これまで安威川以南地区が安威川以北地区と比較して、受診率が低い傾向が続いていたところ、令和5年度では、全体に占める受診者の割合は、以南のほうが高いことから、出張特定健診の実施が一定、受診率に影響した部分が大きいのではないかと考えています。

以上でございます。

○福住礼子委員長 水谷委員。

○水谷毅委員 ありがとうございます。

まず、産前産後の保険料の件について、内容理解しました。

出産される方については、多少なりともそういった制度があれば、本当に助かると思いますし、心強いと改めて感じました。

手続として、こういう制度ですので、届出が必要であると思いますが、届出の漏れはなかったのかどうか、確認をさせていただきたいと思いますし、令和6年度の状況について、教えていただければと思います。

続いて、2点目の国民健康保険特別会計の収支についてですけれども、決算総額90億円で、1億円の繰入れだったかと思うんですけれども、今後この基金の活用の仕方について、教えていただけたらと思います。

次に、3点目、特定健診についてです。

受診率が上昇していること、各課の努力のたまものではないかと思っております。

この上昇した要因は幾つかあると思うんですけれども、一つは出張特定健診を実施

したことが受診率に影響があったのではないかと思います。この点、分析結果に基づいて、令和6年度の出張特定健診でいろいろ工夫されているところがあれば、お聞かせください。

以上です。

○福住礼子委員長 畑原課長。

○畑原国保年金課長 まず、1点目の産前産後保険料の届出の漏れがないのかとのお問いでございます。

それと、令和6年度の繰入金の状況です。

届出の状況につきましては、この制度は基本的に出産育児一時金の支給と連動しておりますので、大阪府国民健康保険団体連合会からの分娩に係る請求データのほか、窓口での加入時において、届出の確認を行っております。

令和5年度の産前産後保険料免除制度の対象者については、届出がなされている、もしくは届出がなされていない場合は、こちらから勧奨済みである、届出してくださいと、お伝えはしているところを確認しております。

なお、今年度については、年度内の一定の時期において、対象者の抽出を行い、未届の可能性のある対象者がおられる場合は、勧奨通知の送付を予定しております。

それから、令和6年度の状況でございますけれども、負担金については、現在積算中であり、それに基づいての繰入金についても、また積算をしていくこととなりますけれども、対象者数としましては、年度見込みとして、50名程度になる見込みとなっております。

続きまして、特別会計の収支に係る今後の基金の活用についてのお問いでございます。

令和6年度から保険料率が統一され、市

町村で直接、保険料を抑制することができませんで、大阪府において、保険料抑制を行っていくことになります。

そこで、市町村の可能な範囲ではございますけれども、市町村の財源を活用して、事業費納付金を通じて、保険料抑制財源を大阪府に納付することで、保険料抑制を図る大阪府の財政調整事業が始まっております。この財政調整事業の保険料抑制財源として、基金を活用するほか、引き続き、収支不足となった場合の備えとして、活用してまいります。

以上です。

○福住礼子委員長 田村参事。

○田村国保年金課参事 水谷委員の3番目の御質問の2回目の御質問について、御答弁申し上げます。

令和6年度の出張特定健診で工夫している点についてです。

出張特定健診では、身近な場所で受診できることで、未受診者が受診するきっかけとなる受診機会の掘り起こしや、そこからの継続受診の機会確保としていくことが重要であると考えます。このように地域に出向き、健診受診機会を設定することが多くの方の受診につながっていると考えており、令和6年度は出張健診受診会場として、安威川公民館を追加した3か所での実施に向け、調整しているところでございます。

○福住礼子委員長 水谷委員。

○水谷毅委員 ありがとうございます。

1点目の産前産後の保険料の件です。

届け出の状況については、御答弁で理解をさせていただきました。

これ国保で出産されるので、市全体の数字とはまた異なってくると思うんですけど、例えば妊娠をしたことによって、会

社を退職されて、国保に移行される方もあると思いますので、国保の窓口でその点も、その方が出産を前提にして、そうされたかどうかは、判断しにくい部分もあると思うんですけど、御案内していただけたらと思います。

また、市の公式ラインもカテゴリ指定ができるようになっていきますので、その辺でも、子育て等、指定している方に絞って、お送りすることも可能であると思いますので、せつかくのいい制度ですので、全員に活用していただきますことを要望いたします。

次に、2点目の国民健康保険特別会計の基金の活用方法についてです。

団体からも、様々なそういう措置があるんですけども、どれだけ市が基金を保留しているのかによって、大阪府国民健康保険団体連合会ですかね、そちらとのいろいろなやり取りがあると思いますので、その辺のバランスを見ながら、万一の備えとして、確保しながら、適正な財政運営に今後も努めていただきますことを要望いたします。

3点目の特定健診についてです。

上昇してきたとは言え、まだ3分の1の受診にとどまっておりますので、出張健診等を頑張らせていただいている内容は非常にありがたいと思います。今後も掘り起こしとか、継続受診の機会確保につなげていただけたらと思います。

先日もお話ししたんですけど、私も家族で、できるだけ一緒に行くようにしていますし、なかなか一人で出向くのは、ハードルが上がってきますので、平たく言うと、紹介キャンペーンじゃないですけども、一緒に来てくれたら、健康マイレージを別につけますとか、誘われた人も、誘われて来

た人も両方に、何かこう楽しめるような、そういう内容もどうだろうかと考えております。

身近な場所で受診できることは大事だと思うので、今後もこの出張特定健診、頑張っていたきたいと思えます。

それと、これは要望ですけども、マイナンバーカードと国保のひもづけがかなり進行しているわけですけども、データヘルスの観点で、その方の受診状況であるとか、投薬状況を把握できるような状態になっていると思えます。

例えば、国民年金とかでしたら、年金定期便で、年に何回かはがきが来たりするんですけども、できるかどうかがあると思えますが、本市もこの健康定期便的な感じで、あなたの実態はこんな状態です、ぜひ早目の健診を受診してみたいかどうかがでしようかみたいな、そういった、せっかくデータあるのでね、受診勧奨していただいて、早期発見にもつなげていけたらと要望して、質問を終わります。

以上です。

○福住礼子委員長 暫時休憩いたします。

(午前 11時43分 休憩)

(午後 0時47分 再開)

○福住礼子委員長 再開します。

増永委員。

○増永和起委員 それでは、国民健康保険についての質問をさせていただきます。

まず、質問番号1番、国民健康保険料についてお伺いします。

2022年度と2023年度の一人当たり保険料、これは幾らでしょうか。教えてください。2022年度との差額も教えてください。

この2023年度は、大阪府の統一保険料にする1年前、最後の年だったと思って

おりますけれども、大阪府の示す標準保険料との関係はどういうふうになっていたのかについても教えてください。

質問番号2番です。同じく国民健康保険料ですが、モデルケースについてもお伺いします。

1番は、65歳以上単身世帯、年金収入、月12万円の方。そして、その次に、40代一人親と子供二人、所得は110万円。それから、3番目です。40代夫婦と子供二人、所得は210万円。この三つのモデルケースで2022年度、2023年度、そして、その差額について教えてください。

また、統一化がスタートしたのは、2018年度から統一化を目指すって言って始まっていったと思うので、2017年度、統一化を目指します前の年です、この年と2023年度、このそれぞれのモデルケースの保険料と差額についても教えてください。

次、質問番号3番です。

一般会計繰入金についてです。

法定外繰入がございます。以前は、保険料引下げのために一般会計から入らせていただいていた金額が、この法定外繰入の一部に入っておりましたけれども、現在は法定外繰入はどうなっているのでしょうか。金額とその内訳について教えてください。

続きまして、質問番号4番です。

先ほど、1番で、保険料は標準保険料率そのものではないのが2023年度までとお話を聞かせていただきましたが、この標準保険料率との差額があると思うんですけどね、これはどういう財源を使って抑制していただいているのでしょうか。法定外繰入以外のものがありましたら教えてください。

それから、質問番号の5番になります。

先ほど、水谷委員も質問されていたと思うんですけども、基金についてお伺いしたいと思います。

基金の2018年度から2022年度の期末残高について推移を教えてくださいたいのですが、まず一つです。

それから、先ほどの御指摘にもありましたけれども、約1億円の基金の取崩しは、非常に大きなことだと思っています。

4億円ぐらいのね、基金の中から1億円で、しかも、年度の途中で補正を組んで、9,500万円何がしですかね、約1億円近いような金額を補正かけて取り崩されることのでございました。

先ほど、水谷委員の質問に対してのお話では、公費の下振れとお伺いいたしましたけれども、ちょっとの金額だったら、見込み違いで、下振れももちろんあるんだろうと思うんですけども、約1億円もの下振れ、一体どうしてそんなことになっているのかについて、もう少し詳しくお伺いしたいと思います。

また、こんな状態がね、摂津市にいろいろ問題があって、こんなことに摂津市だけがなったのか。それとも、大阪府下のね、他市についても、同様のことがあったのか、これについてもお伺いしたいと思います。基金についてです。

続きまして、質問番号6番になります。

この国保は大阪府が運営方針を定めて、都道府県化になってからは財政とか大きな部分を担っていくことになっています。

特に大阪の場合は、統一化をするんだと運営方針をつくっておられまして、先ほど言った2018年度からその運用が始まり、3年に一度の見直しが行われました。新しい運営方針になって、3年、3年、やったのが、今度はいよいよ、ついに6年の

方針が今年度から始まっていると思うんですけども、その2回目の見直しがあったのが、この2023年度でありました。

この運営方針、前の運営方針とどのように違うのか、その違いについて教えてくださいたいと思います。

そして、この2023年度は、こんな運営方針でしますと、素案がね、大阪府から示されて、それに対して、市町村から法定の意見聴取、法律で定められた市町村から意見を聴かなあきませんよとなっていると思うんです。そういう法定の意見聴取も行われたと思うんですけども、摂津市は、どのような意見を上げたのか。そして、それに対して大阪府がね、どう対応したのかについても教えてくださいたいと思います。それが6番です。

続きまして、質問番号7番です。

先ほどは摂津市の基金のお話を聞きましたけれども、この都道府県化が2018年度から始まって、運営方針に基づいてやることになっている中で、それぞれの市町村の単独の特別会計だけを見ていては、全体がなかなか分からないと思いますので、大阪府の国民健康保険特別会計、これについても教えてくださいたいと思っています。

なかなか決算が出るのが遅くて、私たちが手に入れるのが遅くなってしまったんですけども、取りあえず、令和5年度決算、大阪府の特別会計も出たようでございます。まず、府の収支です、これを2018年度から順に、2023年度まで、推移を教えてくださいたいと思います。

そして、基金についても、2018年度から2023年度、どのように推移していったのか、これを教えてもらいたいと思います。

大阪府も基金を持っています。これは最初に国がね、配って、それぞれの都道府県に基金をつかって、何かあったときはこれを使いなさいと、また、市町村が困ったときには、ここから出してあげなさいと、そういうことでつくった基金で、当初の都道府県化を円滑に進めるために、そういうお金にも最初は使いなさいとつくられた基金だと思っていますけれども、どう推移しているのか教えていただきたいと思いません。

質問番号、8番です。

保険料減免、これはいろんな減免があったと思うんですけども、その種類、それから、内容、件数、金額を教えてくださいたいと思います。

また、医療費の窓口でね、3割とか2割とか払うわけですけど、この窓口での負担を減免する一部負担金減免制度もごさいます。これについても種類があると思いますので、それと、内容の違い、件数、金額、それぞれ教えてくださいたいと思います。

9番目です。保険証についてです。

保険証の話、先ほど、水谷委員からもありましたけれども、2023年度の保険証、正規の保険証、短期保険証、資格証明書、それぞれあると思いますけれども、発行数を教えてくださいたいと思います。発行数は世帯別で結構ですので教えてください。

1問目は以上です。

○福住礼子委員長 畑原課長。

○畑原国民年金課長 それでは、増永委員の、九つの御質問にお答えいたします。

まず、質問番号1番、一人当たり保険料についてでございます。

一人当たり保険料の、令和5年度の調定ベースでの保険料額は、12万6,798円、前年度、令和4年度の調定ベースの一

人当たり保険料が11万6,845円で、9,953円の増となっております。

また、大阪府の示す標準保険料率との関係についてでございますけれども、こちらは、令和5年度につきましては、市町村標準保険料率で、大阪府の算定した一人当たり保険料については、12万7,841円でございます。

これに対して、市独自で保険料抑制財源を投入して、一定、下げた形で、この12万6,798円と最終的になったものでございます。

続きまして、質問番号2番、保険料のモデルケースでございます。

先ほどの御質問の、65歳以上単身世帯、年金収入月12万円、こちらをケース1として、40代一人親と子供二人で所得が110万円のケースをケース2、40代夫婦と子供二人で、所得は210万円の場合をケース3で申し上げますと、まず、ケース1につきましては、令和4年度が2万4,378円、令和5年度が2万6,324円で、1,905円の増となっております。

続きまして、ケース2につきましては、令和4年度が18万1,236円、令和5年度が19万4,862円で、1万3,626円の増となっております。

ケース3につきましては、令和4年度が41万8,195円、令和5年度が44万9,394円、3万1,199円の増となっております。

それから、広域化前の平成29年度、2017年度との比較でございます。

こちらにつきましても、ケース1につきましては、平成29年度が1万9,504円でございます、こちらが令和5年度2万6,324円で、6,820円の増、ケース2につきましては、平成29年度の1

6万2,113円から令和5年度については19万4,862円で、3万2,749円の増、ケース3につきましては、平成29年度の37万3,028円から令和5年度が44万9,394円で、7万6,366円の増となっております。

続きまして、3番目の御質問でございます。

法定外繰入金で、令和5年度につきましては、激変緩和措置期間で、この期間中につきましては、法定外繰入が一定、認められている状況でございます、こちらにつきましては、保険料、それから一部負担金の独自減免の分について、法定外繰入として一般会計から繰入れを行っております。

令和5年度につきましては、当初予算としまして、まず、保険料の独自減免の繰入分として134万2,000円、一部負担金の独自減免の繰入分として131万円の、合計265万2,000円を予算計上しておりました。

その後、令和5年度の減免申請の受付・承認を経まして、令和5年度決算としましては、保険料の独自減免の繰入れが8万4,028円、一部負担金の独自減免の繰入れが108万9,969円、合計117万3,997円、こちらを一般会計から繰り入れております。

続きまして、保険料の抑制財源のお問いでございます。

令和5年度につきましては、先ほど申し上げましたように激変緩和措置期間で、先ほどの法定外繰入、それから保険料抑制財源を、市で投入して、一定、市の独自保険料を設定することができる最終年度となっております。

令和5年度の保険料抑制財源の内訳につきましては、国府支出金等から844万

3,000円、基金から1,000万円の、合計1,844万3,000円を予定して、保険料設定を行っております。

これによりまして、最初の、質問番号1番目の、市町村標準保険料率から、市の独自の一人当たり保険料に引下げを行ったところでございます。

続きまして、質問番号5番、基金についてでございます。

2018年度からの基金残高の推移でございます。

こちらは、平成30年度に基金を設置しておりまして、その時点で3億6,262万3,550円でございます、令和元年度の基金残高につきましては、3億8,555万7,410円、令和2年度につきましては、4億198万4,273円、令和3年度につきましては、4億4,626万3,724円、令和4年度につきましては、4億2,071万7,343円、令和5年度につきましては、3億1,572万4,405円となっております。

今回、令和5年度につきましては、基金を取り崩す形になっております。

これにつきましては、令和5年度の最終補正で保険料の減額補正を上げさせていただいているのと、併せて、基金からの繰入れの増額補正を上げさせていただいております。

この保険料の収納不足の要因としましては、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した等の事情がある世帯に対する国民健康保険料減免、いわゆるコロナ減免が令和4年度まででございまして、令和5年度からなくなったことで、それによって、大きく保険料そのものが減少になる影響を受けたところでございます。

他市の状況がどうだったのかでござい

ます。

これにつきましては、令和5年度につきまして、全体の承知はしておりませんけれども、他市からの問合せ等を受けている中では、本市同様、こういったコロナ減免がなくなった翌年度、保険料の減での収支不足を懸念されている市町村があったと認識をしております。

続きまして、質問番号6番、運営方針についてのお問いでございます。

令和5年12月に策定しました一番新しい運営方針、こちらが令和5年度に取りまとめられたものでございます。この前回の運営方針との違いでございます。

広域化が平成30年度から始まりまして、この平成30年度から令和2年度のこの3年間についての方針でございました。

次に令和3年度から令和5年度まで、これが二つ目の運営方針で、その次の新しいものが、3回目の運営方針でございます。

この新しい令和6年度からの運営方針と、その前回までとの違いで申し上げますと、前回までは国からの激変緩和措置財源を広域化前との保険料との差が大きいところに個別で激変緩和措置を講じて、大阪府が一定、支援を行って保険料を引き下げる形を取っておりました。けれども、それが多くの市町村に財源措置をすることになったことから、令和3年度からの運営方針においては、激変緩和措置の全面拡大の形で、一律に激変緩和措置を講じて保険料を抑制する方針になったところ、その点が大きな違いと考えております。

それから、一番新しい運営方針につきましては、昨年の民生常任委員協議会で御説明をさせていただきましたけれども、市の法定意見聴取がございまして、国民健康保険法第82条の2第6項に基づきまして、

令和6年10月6日付で、6点について、運営方針の素案に対する法定意見を提出しております。

提出いたしました法定意見のうち、まず、1点目が、運営方針の対象期間でございます。

先ほど申し上げましたように、従前は3年間の運営方針となっておりますが、この素案では6年間とされたことから、保険料統一後の財政状況等をしっかりと見極めるため、引き続き、3年間の運営方針の期間とすることを求めたものでございます。

それから、2点目につきましては、財政運営の責任主体である大阪府には強いリーダーシップを発揮することを求めています。

それから、3点目、保険料減免につきましては、府内統一基準の拡充を求めています。

それから、4点目、一部負担金減免につきましても、府内統一基準の拡充を求めています。

5点目、被保険者数であったり、保険給付費など、保険料に結び付くものにつきましては、精緻な推計を大阪府に対して求めています。

最後に、6点目、事業費納付金を通じた保険料抑制について、全体の見える化を求めています。

続きまして、質問番号7番、大阪府の国民健康保険の状況のお問いでございます。基金残高と併せてでございます。

広域化が平成30年度からでございますので、単年度収支につきましては、元年度から申し上げさせていただきます。

まず、大阪府国民健康保険特別会計の収支でございます。

平成30年度が、歳入総額が8,443億531万4,000円、歳出総額が8,369億2,954万1,000円、実質収支額としては、73億7,577万3,000円でした。続きまして、令和元年度、歳入総額が8,376億1,359万3,000円、歳出総額は8,374億9,115万8,000円、実質収支額につきましては、1億2,243万4,000円、単年度収支につきましては、およそマイナス72億5,333万9,000円、令和2年度でございます、歳入総額8,344億8,990万5,000円、歳出総額8,087億3,347万円、実質収支額、257億5,643万5,000円、単年度収支額としましては、256億3,400万1,000円、令和3年度でございます。歳入総額8,652億4,748万3,000円、歳出総額8,460億2,928万4,000円、実質収支額としましては、192億1,819万8,000円、単年度収支額としましては、マイナス65億3,823万7,000円、令和4年度でございます、歳入総額8,368億7,382万9,000円、歳出総額8,289万9,000円、実質収支額としては、78億9,082万9,000円、単年度収支としましては、マイナス113億2,736万9,000円、令和5年度でございます、歳入総額8,248億9,538万円、歳出総額8,104億5,740万7,000円、実質収支額144億3,797万3,000円、単年度収支でございますけれども、65億4,714万4,000円でございます。

それから、収支は以上でございます、基金残高でございます。

平成30年度が182億1,700万円

となっております。令和元年度が137億8,800万円、令和2年度が134億3,200万円、令和3年度が143億9,300万円、令和4年度が154億8,200万円、令和5年度が154億1,000万円となっております。

続きまして、質問番号8番、減免の保険料、一部負担金減免の内容、件数、金額等についてでございます。

まず、保険料減免につきましては、大阪府の統一基準である共通基準、それから、市独自基準の2種類の制度を運用してまいりました。

件数と金額ですが、共通基準が399件、5,085万5,335円、市独自基準が3件、8万4,028円の減免を実施しております。

それぞれの内容ですけれども、主な所得収入減少に関わるものとして、共通基準につきましては、前年からの所得の減少率に応じて3割から10割の保険料所得割部分の減免を行っております。

市独自基準では、生活保護基準の負担能力指数1.15以下の場合に、保険料所得割部分の3割を免除するものでございます。

一部負担金減免につきましては、こちらも大阪府の統一基準である共通基準、それから、市独自基準の2種類の制度を運用してまいりました。

件数と金額ですが、共通基準が5件で18万1,137円、市独自基準が19件、108万9,969円の免除を実施しております。

それぞれの内容ですが、共通基準は申請月の収入見込みが生活保護基準の1,000分の1,155以下となった場合で、かつ貯蓄額が生活保護基準の3か月分に先

ほどの割合を掛けた金額以下の場合、医療費の自己負担分を免除しております。

市独自基準は、申請月の直近3か月の平均収入が生活保護基準以下の場合に医療費の自己負担分を免除しております。

それから、最後、質問番号9番、マイナ保険証の状況でございます。

証の発行数でございます。

通常証、いわゆる1年の分につきましては、令和5年度末時点で1万4,398人に通常証を発行しております。

それから、短期証は479人、資格証は、9人となっております。

以上でございます。

○福住礼子委員長 増永委員。

○増永和起委員 ありがとうございます。

それでは、2回目の質問をさせていただきます。

質問番号1番の、国民健康保険料です。

改めて伺って、本当に高いと思っているところですけども、2022年度と2023年度、差額が一人当たりですけども、摂津市の金額で9,953円、もう1年間で約1万円近く、バーンと上がったとのことでございます。それでも、府の標準保険料率と比べると、まだ低く抑えたとお話だったと思うんです。1,043円抑制しましたとお話でした。

これが、もう今年度に入ったら、そういう抑制も何もなくなって、統一基準標準保険料率、まんまの保険料になってきているとのことですよ。

本当に何とかならないのかと思いますけれども、統一化をしてもね、値上げは続くのか、2回目、伺いたいと思います。

統一化でもう頭いっぱい、もうそれ以上、上がらないのか、まだ値上げがこの後も続いていくのか。

2番目です。モデルケースについても伺いました。

本当に、この物価高騰で、保険料が払えないんですって御相談もたくさんお声を聴くんですけどね、本当に高いと思います。

2017年度と比べると、先ほどの3番目の世帯です、40代夫婦と子供二人、所得210万円、この方が、30万円台だったのが、44万9,394円、4分の1、優に超えて、本当に大変なことになっていると思うんですけども、値段がこんなに上がりましたし、上がり幅が物すごくね、大きい。7万6,366円もこの間に引き上がったお話です。

この方々は、まだ減免がかかっておられる対象の方ですから、これがかからない方は、もっともつとね、金額が大きく跳ね上がっていくことになっていると思います。

もう本当に何とかならないのかなど、いろんな方から聴いています。全ての世帯で値上げになっています。

ぜひ、これを何とかしてほしいと思ってるんですけども、もう、これからは大阪府にお願いするしかない、そういう状態なのではないかと思えます。

この保険料のことは、一人当たりの分と、モデルケースの分と分けてきましたけれども、これからは統一料率でいきたいと思えます。

続きまして、3番、一般会計の繰入金の法定外繰入ですけども、今のお話で、法定外繰入は、もう保険料引下げには使われていないことが明らかになりました。

使われているのは保険料の独自減免と、もう一つは、医療費を窓口で払う一部負担金減免の独自の減免部分ですね。

もう、これしかないことが改めて分かりました。

このことについては、また保険料減免のところで詳しく聞いていきたいと思しますので、3番としては、終わっておきたいと思えます。

続きまして、4番です。

法定外繰入は、保険料の抑制のためには使われていないことが分かったわけですが、どんな抑制財源を使って引き下げてくれていたのかにお答えを頂きました。

国や大阪府の支出金がありましたけれども、それ以外、摂津市が独自で入れているのは、基金を取り崩した1,000万円、これが独自の抑制財源、これだけだったと思えます。

このことについても確認できましたので、4番もこれで終わりたいと思えます。

続きまして、5番です。

そこで、先ほど出てきた1億円の問題でございます。保険料の引下げのためには、1,000万円しか取り崩さなかったのに、その後、9,000万円以上ものお金を、途中で補正を組んで、基金を切り崩したこの中身について、コロナの減免がなくなったので、保険料の入が少なくなったのお話だったんですけれども、コロナ減免ってね、ずっとあったんじゃないんですよ。コロナのはやった数年間はコロナ減免があって、しかも、私、毎年、コロナ減免は来年もあるんですかねってお聞きしたら、開けてみないと分からないとお話を伺って、結局、5類になる前のときは、コロナ減免ね、ああ、今年もありましたとほっとしてはったと思うんですけど、いつなくなるか分からへんような、そういうもんやったと思うんです。

この2023年度は、もう5月には5類になることは、それはもう早い時期からそ

の話は、出ていたと思うんです。

当初の予算を組むときには、それは十分考えられたこと。コロナ減免が2023年度にはなくなってしまふ、これはコロナ減免として国からお金が出る。国から出るお金やったら、保険料は100%、もちろん、そのお金で埋まるわけです。それがなくなるだけじゃなくて、それがなくなったら、先ほども言ったように、大変高い保険料、なかなか払いづらいと減免に来てはった人が、もう減免がなくなったから自分で払ってくださいと言われても、すぐ100%は払えない。もうちょっと待ってくださいと、滞納になってしまったりっていうことも、十分、今まで考えられてきたことだったと思うんですよ。

そんなね、天変地異で突然ね、バーンと起きたことではないんです。これは、少ない金額やたらね、思ってたよりもね、収入が少なかったんですわとかいう話はよく分かりますよ。けども、約1億円ものね、金額が見込み誤りなのは、あまりにもずさんではないでしょうか、ぜひ、お答えいただきたいんですけれども。

それがね、摂津市だけではなくて、ほかの市も同じようやったとのお話でございました。ほかの市がどれぐらいの金額だったのか、そういうことは分かりませんが、でも、よその市に相談しはるぐらいですから、やっぱり結構な金額をそれぞれの市が、これは収入減になるな、困ったな、何とかせなあかんなど、おたくどうしてはりますのんって言うて聞いてはったんやと思えます。けれども、約1年間で1億円を取り崩して、摂津市の基金が4億円あったのが、3億円台に下がってるわけですよ。あと、こんな、数回あったら、もう基金が枯渇するんじゃないでしょ

うか。このことについてどう考えておられるのか、お伺いしたいと思います。

続きまして、6番、運営方針です。

先ほど、今回、3回目の運営方針、3期目ございました。その中で、一番の特徴はね、やっぱり完全統一だと思うんです。

今までは、いろいろと、合わせていきなさいよとは言いつつも、一緒にないとかあかんとはなってなかったのが、もう何もかも一緒なんだと、保険料も一緒、減免制度も一緒、一部負担金も、もちろんそうです。そういうのが全部一緒ですっていうふうになったのが、今回の運営方針。おっしゃったように、それが何と6年間も。今までの3年の場合でも見直さない。1回決めたら、あと、次は6年後だと、そういう運営方針になっちゃったと、非常に乱暴だと思います。

今、摂津市もね、法定の意見聴取で、3年にしてほしいと、言っていたのだと伺ってます。

保険料もしっかり、精査してやってくれとか、いろいろ言っていたのだと思うんですけど、大阪府の対応もどうやったかをお聞きしてたんで、次でいいですから、教えていただきたいと思います。

前回の、運営方針の見直しでね、前回は、1回目から2回目になるときです。基金の黒字がどんどん増えて、市町村が困っている声がいっぱい出たんですよ。保険料の値上げが続くのに、これでは市民の理解が得られないと。摂津市もそうでしたね、どんどんと基金が増えていきました。

たくさん市の町村からそういう声が上がっていて、中には、統一感の連携を求めようようなシーンもね、幾つかあったんです。

そういう声に押されてなのか、市町村にたまった黒字や基金をね、抛出させる制度、

これをね、つくる話が、この運営方針の中にね、出てきたと思います。

先ほどの水谷委員の質問の中で、大阪府の財政調整事業、こういうふうにおっしゃっていたのがそれなのかと思うんですけど、これについて、どういう内容の事業で、金額的にはどれぐらいなのか教えていただきたいと思います。

続いて、7番です。

大阪府の国民健康保険特別会計、ずっとね、数字を教えてくださいました。まず、大阪府の国保はね、単年度は赤字もありましたけれども、基金に繰り入れたりする場合もあって、基本的に収支は黒字ですずっと来ています。そして、基金もだんだん増えてきてるような、そういうイメージがあります。

大阪府は、都道府県化になるときにね、責任を負ったわけです。国の都道府県化するのはどうしてか、ガイドラインとかにもね、書いてありますけれども、財政的な責任を都道府県が持つ、それによってスケールメリットなんかも生かして、安定的な国保財政の運営をしていくことが都道府県の役割です。市町村には、市町村の役割があるわけですから。

ところが、先ほどからのお話ではね、この大阪府の果たすべき役割、財政の安定化、これがね、反対に都道府県化、大阪府で行くと府内統一化、これによって乱されてるんじゃないのかなと。

そんなね、今までの摂津市、いろいろありましたけれども、それでも、安定的に国保は運営してくださってたと思うんですよ。赤字があったときだって、やっぱり赤字があるがために困ることのないようには、ちゃんとしてくださった。

社会保険からのお金が入ってくるよう

になって、国保が割と財政的に潤ったところからは黒字に転化して行って、しっかりと財政は安定してやっていただいていたと思っています。

ところが、都道府県化になって、何と、基金を1億円も、1年間で突然に取り崩さなければいけない、補正ですよ。そういうことをせなあかん。

しかも、摂津市だけの問題なんかと思って聞いてたら、そうではない。ほかの市町村も、やっぱり同じような問題が浮き上がって、どうしたらいいもんかと市町村が悩んでた。大阪府ね、ちゃんと責任を果たしてないから、こういうことになるんじゃないでしょうか。

私は、市民の皆さん、加入者の皆さんの保険料引下げのためにはね、大いに基金は切り崩してもらいたいと思うんですよ。

そやけれども、こんなに財政が不安定で、切り崩して何とか息をつなぎました、市町村をそんな目に遭わせるってね、これは大阪府の責任が大きいんじゃないのかと思うんですけど、そこについてお尋ねしたいと思います。

8番目です。

保険料減免と一部負担金の減免について教えていただきました。

これらの減免がなくなったので、府の減免、共通減免ですかね、摂津市独自の減免と、まだ2023年度は2本立てやったと。独自減免が大分少なくなっていますけれども、やっぱり保険料減免、独自の分で作っていただいた方もいらっしゃる。一部負担金の減免はね、共通のものがあつたとしてもね、共通が5件でしょう。で、独自が19件もあるんですよ。やっぱり、摂津市の一部負担金の減免制度は本当に使いやすくて、役に立って、市民から喜ば

れてたんだなってというのが、私、この数字を聞いて、つくづくそのように思いました。

ところが今はもう、それがなくなってしまったのかなと思うんですが、府内統一化になってどうなったのか。先ほど意見聴取のときでもね、保険料の減免ね、しっかりやらせてほしいとね、拡充してほしいと言っていた、私は聴いたんですけども、ぜひ、その辺の話、教えていただきたいなと思います。

9番目です。

正規の保険証は1万4,000何ぼで、短期証は479、資格証が9です。

短期証についても、期限が来たら、きちんとそのうちへ郵送していただける。窓口で留めて置いて、お金を持ってけえへんかったら、これは渡さんぞみたいだね、そういうひどいやり方はやっていないのがね、もうずっとそうしていただいているので、本当にありがたいと思っています。

また、資格証になったら、1回10割、払わんな、医者にかかれへんと医療抑制が起こると、本当にこれについても極力数を大きくしないように、いろいろと御苦労いただいて、ありがたいと思っています。

何とか、そうやってきていただいた保険証そのものがね、今度、廃止になりますので、短期証とか資格証明書も違う形か、こういうものは発行されないことになるんでしょう。けれども、滞納される方がね、いないわけじゃないです。先ほどの大変高い保険料、これが払えない方は、たくさんいらっしゃるし、いろんな事情の方がいらっしゃいます。高齢者もいらっしゃれば、病気の方、障害のある方、子供、いろんな方がいらっしゃる中で、今までの摂津市がこうやって頑張ってきてはった、その運用の仕方、これについては、形がどう変わる

うと、しっかりと守っていただきたいと思いますので、そのことについては要望としておきます。

そしてマイナ保険証、今、ひもづけをマイナンバーカードとしてはる方、これが加入者の中でどれぐらいいらっしゃるのか、これについて教えていただきたいと思えます。

そして、ひもづけがね、ひもづけるのも自由なんだから、もう外すのも自由なはずだと、大分長いこと、いろいろ国会でも取り上げられたりとか、運動も起きたりとかする中で、ひもづけを外す、解除をすることがやっと見えるようになったかと思うんですけど、簡単で結構ですので、その内容についても教えてください。

そして、もう解除の申請がなされているのかどうか、そのことについても教えていただきたいと思えます。

以上、2回目です。

○福住礼子委員長 畑原課長。

○畑原国民年金課長 それでは、まず、質問番号1番、2番、あわせて、保険料について、今後、統一基準標準保険料率になって以後、上がっていくのかどうなのかのお問いでございませう。

こちらの保険料につきましては、医療費の状況が大きな要因としてございませう。

令和5年度を見ましても、令和4年度から比べますと、例えば一人当たりの費用額で、2万3,601円の増加、保険給付費につきましても、1万6,477円の増加で、毎年、上がっている状況が続いております。

したがいまして、今後、保険料に直結する医療費の状況が、引き続き、一人当たりで上がっていく傾向が続けば、料率の統一後の保険料につきましても、上昇傾向が推

察されるところでございませう。ただ、国保の加入者につきましては、いわゆる団塊の世代と呼ばれる方々が、令和4年、令和5年、令和6年で後期高齢者医療へ移行されます。

団塊の世代の方につきましては、後期高齢医療へ移行されるので、一定、年齢層の高い方の割合が、国保全体の中では下がるところもあります。ですので、保険給付費と被保険者の各世代の割合であったりとか、その辺りを十分に踏まえないと、今後、上がるかどうか、お答えできないと思っております。今後の料率につきましては、引き続き、注視をしていきたいと思っております。

続きまして、5番目の、基金につきまして、今回、1億500万円の取崩しを行ったことで、基金につきましては、4億円から3億円台になったと、それについては、どう考えるのかでございませう。

これにつきましては、先ほど、水谷委員の御質問にもお答えさせていただきましたけれども、基金につきましては、当然ながら、万一の収支不足の備えとして設置しているところもございませうので、これについては、しっかりと毎年度、黒字が出せるように努力をしながら、しっかりと確保はしていかなければならないと認識をしているところとございませう。

ただ、財政調整事業の形で、一定、保険料の抑制の取組にも活用をさせていただきながら、そのバランスをしっかりと取っていききたいと思っております。

続きまして、6番目の、運営方針に関してのお問いでございませう。

法定意見聴取を出させていただいて、大阪府の対応としてはどうだったのかでございませう。

この意見を出ささせていただいて、最終的に、運営方針上、どこがどう変わったのかでいきますと、それが反映されたか、目に見える形では、なかなか変わってはいません。

ただ、大阪府としての役割の部分などについては、市町村がどういったことを求めているのかは、法定意見聴取としてしっかりと出ささせていただいて、記録としても残っておりますので、それを踏まえた対応を引き続き、大阪府には求めていきたいと考えております。

それから、運営方針で、新たな取組としまして、財政調整事業が始まっておりまして、先ほど、水谷委員の御質問でも触れさせていただいた内容のものでございますが、こちらにつきましては、市町村の余剰金、これを保険料率が統一になった以後につきましては、令和5年度までは、市町村が独自で保険料抑制財源を投入して、保険料を引き下げることが、仕組みとしてできておりましたけれども、令和6年度以降は、大阪府でないと、もう保険料の抑制ができないとなっておりますので、であれば、市町村で、もし保険料の抑制財源があるのであれば、それを保険料の抑制財源として大阪府に事業費納付金を通じて納付することで、保険料を設定する段階で、大阪府が保険料をその分、引き下げていこうと始まった事業でございます。

この財政調整事業につきましては、運営方針上、基金の活用を可としておりますので、本市においても、この財政調整事業については、基金の活用を行っているところでございまして、令和6年度については、一人当たり681円、被保険者数としては1万4,450人分として、予算としては984万1,000円、予算計上を行って、

事業費納付金として納付を行っております。

こちらにつきましては、結果として、令和6年度の保険料算定において、一人当たり保険料、こちらは調定ベースではなくて、保険料収納必要額ベースの一人当たり保険料として、同額の681円が抑制されております。

続きまして、質問番号7番、大阪府の役割として、コロナ減免がなくなったことへの影響について役割を果たしているのかのお問いでございます。

コロナ減免につきましては、御質問にもありましたけれども、国の財政支援がどうなるのか、また、実際、対象者がどれぐらいになるのかを、見込むのはなかなか難しい状況もございました。

令和2年度以降も、大阪府では保険料や事業費納付金算定時にコロナ減免を加味してはいなかったものと思われま。

ただ、結果的に、国の財政支援が最終的には付いたことから、各市町村においても、その分については例年に比べて収納率も高い状況があったと記憶しております。

しかしながら、この令和5年度で制度がなくなったことによる影響までは十分加味できていなかったのではないかと認識しております。

このコロナ減免の制度がなくなることでの市町村への影響、これについては、大阪府としても、一定、加味すべきところがあったんだろうと思います。

大阪府に対しては、引き続き、精緻な推計に基づく各種の算定はもとより、市町村の財政面でのフォローについても財政運営の責任主体として求めてまいりたいと思います。

続きまして、質問番号8番、減免制度に

ついて、統一化で、府内統一基準になったところで、一方で、先ほどの法定意見聴取では減免制度の拡充を求めていることで、これについてどうなったのかのお問いでございませう。

令和5年度、それから、今年度に入りますしても、この減免制度の拡充につきましては、大阪府に機会を捉えて提案を行っているところございませう。

例えば、保険料減免につきましては、所得減少率が今は30%以上が対象になっているところございませうけれども、例えば20%から30%の間の部分、この辺りはどうなのかといったところも一つ、検討事項としての提案、それから、一部負担金減免につきましては、収入減少発生から1年以内の申請が必須になっておりますけれども、例えば1年半であったりとか、どうしてもその期間の差異が生じるので、そういった柔軟な期間の設定についても検討の余地があるのではないかと、投げかけを引き続きしているところございませう、それについては、また機会を捉えて大阪府に確認していきたいと思ひます。

それから、9番目のマイナ保険証についての登録割合と、解除申請の状況ございませう。

マイナ保険証の登録の割合ございませう。令和6年の8月末時点で、被保険者1万4,502人のうち、保険証の利用登録者が8,086人となっており、登録率としては55.75%となっておりませう。

それから、マイナ保険証の利用解除の申請については、任意で申請を行うことで解除ができる制度になっておりませう、こちらの申請の受付が本年の11月5日から始まっている状況ございませう。本日時点で、3件の申請があると確認しております。

以上ございませう。

○福住礼子委員長 増永委員。

○増永和起委員 ありがとうございます。

まず、保険料のお話ございませう。

今ね、一人当たり医療費が上がっていくことで、これから先も保険料が上がる可能性があるよと、後期に行ったら病気にかかる人が減るから、それで減るかもしれないとか、いろいろ不安定要素がありますとのお話だったと思うんです。けれども、それは後期高齢者の医療制度がまた大変になる話であつてね、一人当たり医療費は確かに上がっていくっていうのが在り得ると思うんです。けれども、医療費総額としては、国保はもうこの間、どんどん、少なくなつていつてるんです。加入者数も少ないですしね。

だから、保険料はやっぱり総医療費で考えられるものだと思うので、そこはしっかりと引下げをしていかなあかんと思うんですよ。

大阪府の国民健康保険料、全国一高いんです。

テレビなんかでもね、ニュースになつたりとか、新聞にも載つたりとかしましたけれども、府内統一料金だつて本当に高いんです。モデルケースによりませうから、モデルケースの中ではね、よそが抜いてることもありますけれども、大変高い。医療費がそんなに一番かつていうとね、これはそうでもないんですよ。

やっぱり、しっかりと引き下げていつてもらわないことには、加入者は本当にたまりませうので、ぜひ、引下げを求めてください。

求めると同時に、また後でも言ひませうけれども、この統一化っていうのは、あくまで大阪府が一緒にやろうとつて運営方

針をつくってるのにね、市町村が賛成と言うて、自らやってるから統一化になってるわけで、保険料を誰が決めるかって言ったら、それは市町村に権限があるっていうのは、これが法的にはっきりしてるわけですから、いや、うちは、そんな保険料、もうたまりませんからやめときますわって言えば、できるわけです。

ぜひ、しっかりと考えていっていただきたいと言いまして、この保険料に関する質問は終わります。

続きまして、基金のお話でございます。

今、財政調整事業などには基金もね、また使っていきますっていうふうなことをおっしゃっておられました。毎年、これからは黒字を出すように努力をしますとのなお話もございました。

だけでも、黒字を出すように市町村が努力すると言っても、もう努力のしようがないんです。やれることといえば、収納率を上げる、これしかないんですよ。

でも、先ほど言ったように、高い保険料で、もうそんなの無理なんですよ。そういう中で収納率を上げるいうたら、むちゃくちゃやんなあかんことになるので、これもぜひ、やめていただきたいと思っています。

やっぱり、それを元から下げるっていうことを、ぜひ、しないことにはあかんと思っていますので、ぜひ、よろしく願います。

運営方針、6番なんですけれども、基金のお話は、後で大阪府と一緒にしてやりませう。

6番の運営方針でございますが、先ほど、財政調整事業、これをやっていくことが運営方針で決まったと言われました。

それまでに上がっていた市町村からの声は、本当に値上げ、値上げ、値上げ、そ

の一方で、基金や黒字がどんどんたまる、これはもう市民に応えようがないと、何とかしてほしいと。これはね、保険料を下げたでそれで応えるっていうのが正しい応え方なんだけれども、そうではなくて、府に拠出させましようとなっていていったんです。そやけど、それはあんまりやって、私、今まで一般質問もやらせていただいたり、民生常任委員会でもお話しさせてもらったりしたこともありますけれども、この拠出金、蓋を開けてみたらね、何と、今、おっしゃったように、一人当たり681円、摂津市でいくと、年間で984万円。

さっき、1万円近く値上がりしました、1年間で、こんな、焼け石に水じゃないですか。これでは値下げにならないし、基金はいつまでもあるし、黒字もいつまでもありますよ。

これ、本気で考えて、こんなこと言うたんなと非常に不安、私としては疑問なんですけれども、これでしっかりと引下げができるというお話で市町村の皆さんは納得をされたんですか。ここについて教えてください。

7番です。

今、先ほど、大阪府の財政の状況や基金のお話を最初に聞きました。そういう中で、最初、大阪府は、歳入も歳出も、2019年度なんかは、ほぼほぼ変わらないぐらいの金額になってるんです。

ところが、2020年度で歳出が少なくなっています。歳入が大きくなっています。

これが、差額で256億円でございました。非常に大きな金額です。

その前はマイナスの72億円やったんですけれども、単年度としても、その前の年は非常に近い金額で、1億2,200万円ぐらいやったんですが、それは256億

もの黒字が出てるんです。

これ、2020年度ですから、コロナで医療控えか、給付があんまり伸びなかったのかとも考えられるわけなんですけれども、そうしたら、次の年に保険料を引き下げる、大阪府はこういうことをせなあかんと思うんです。黒字が出たら、その黒字はやっぱりそれを還元していくことをやらなあかんかったと思うんですよ。

ところが、大阪府はそれをせずに、2021年度・22年度に10億円も基金を増やしています。それまではね、大阪府の基金はね、だんだん減っていったんです。

さっきも言ったように、財政調整基金とかでね、市町村に支援しますと国から預かったお金ですけども、それを使ったりもしてましたから、基金は少しずつ減っていった。

ところが、ここで、バーンと10億円、上がるんです、2021年度。さらに2022年度も10億円、上がる。2020年まではどういう年か。第1期の国保運営方針の、2020年度までがそうだったんです。このときに多分、市町村からたくさん、もう財政が余って余ってしょうがないと、そやのに、値上げ、値上げやと、市民に何て言うていいか分からへんという声がいっぱい出たと思う。

じゃあ、抛出させましょうかみたいな話もね、出てたんだと思うんですけど、あからさまの抛出っていうのはね、これはやっぱり批判も食らうので、ここで大阪府の国保の基金に皆さんの市町村にある、余っているお金を吸い上げようということをやっていたんではないのかなと、これは私の推測ですよ。でも、数字を見るとね、ここで2021年、2期の運営方針のところから、バン、バーンって上がっていくんで

す。

もう本当に、大阪府の国保の特別会計できつと基金が増えてるやろなと思ったら、やっぱり案の定な感じの数字がここに出ています。

そして、市町村は、先ほども言ったように、摂津市は1億円、基金を取り崩す、それでないと事業費納付金が払えないことになるわけですよ。

これはね、突然、起こったことじゃなくて、そういう市町村に余ってる、市町村でみんなの目に見える、そういう基金や黒字、市民から批判を浴びる、これを大阪府の財政の中に吸い上げて、みんなの目から見えなくしてしまう、そういうことじゃないのかなと私は思ってるんです。

やっぱりね、これで皆さんのおっしゃるように、事業費納付金によってね、保険料がぐっと下がるんならね、それは大阪府に吸い上げてもいいでしょう。しかし、そうはなっていない。これからさらに値上げをするかもしれへん。こんな状態のところね、大事な保険料も入ってます、市のお金も入ってるんですよ、この基金の中には。一般会計からの繰入金だって入ってるわけです。法定外じゃなくて法定でね。

そういうお金を、今度は市町村じゃなくて大阪府の特別会計にぎぶぎぶ眠らせて、それでいいのかと。ここについてね、しっかりとね、意見を頂きたいと思います。

8番です。

これは、保険料の減免についてですけども、今、おっしゃっていただいたようにね、1年たったら、もう駄目ってね、言われはった人を私は目の前で見たので、本当につらい思いでした。一部負担金の減免制度を申し込んで、これで助かるって言ったのに、1か月しか使えなかった、収入減少

が生じてから1年間、たっっちゃったから。

これは本当にね、こんなんでは駄目です。今まで、せっかくね、摂津市が命を救ってきた制度が使えなくなるなんて、本当にあってはいけないことだと思いますので、大阪府にどンドン言うていただくのはもちろんですけれども、大阪府がやらないんやったら、もう1回、摂津市で始めましょうよ。ぜひ、お願いしたいと思います。これは以上で、要望としておきます。

9番です。マイナ保険証です。

マイナ保険証、50%を超える人がひもづけをしてはるとのことですが、医療機関でそれを使ってるか、なかなかそれは使われていないし、よう使わんと、保険証を残してほしい声もね、たくさんあります。

資格確認書を全員に送る、マイナ保険証を持ってようが持ってなかろうが、全員に送る。こういうことをぜひ、していただきたいと思います。

解除もね、やっぱり11月5日から始まったのにね、もう早速、3件、申込みがあったとございますので、これをもっと知られたら、もっとね、申込みも出てくるのかと思います。

市民の声に応じて、まずは保険証をね、なくさないのは摂津市にはできないかもしれませんが、資格確認書を全員に送るのはね、これはできるんですよね。ぜひ、やっていただきたいと思います。これも要望としておきます。

以上、3回目です。

○福住礼子委員長 畑原課長。

○畑原国民年金課長 それでは、5番目の質問に関連しまして、事業費納付金、こちらについて、運営方針取りまとめの際に、各市町村、どういう反応だったのかだと思います。

大阪府、それから府内市町村の国保を含めて、まずもって共通していますが、保険料が低いほうがいいに決まっていることです。

いかに保険料を抑制するかと、これについても担当者一同、府も含めて、かなり神経を使って取り組んでいる状況がございます。

その中で、この財政調整事業、委員の御意見の中では、いろんな経過の中で出てきたところもあるのかもしれませんが、この金額につきましては、令和6年度は、先ほど申し上げましたように、681円だったところでございます。

これについては、金額的なところは今後の各市町村の状況に応じて変わっていく部分もあるんだろうと思いますので、決してこれを焼け石に水とは捉えてはないと、そういう意味では、こういった取組も必要との各市町村の反応だったと認識しております。

続きまして、7番の、大阪府の基金の状況、これがたまってきてるんじゃないか、保険料抑制に使えないのかとのところでございます。

先ほどの、各年度の基金の積み上がりの状況については、恐らく国の前期高齢者負担金であったり、様々、いろいろな精算の年度とか、そういったものもありますので、単純にどうとは申し上げられませんし、府の状況については承知しておりません。

ただ、先ほども言いましたけれども、保険料の引下げには保険料の抑制財源の確保、これが要るので、この保険料抑制財源を確保するためには、まず、府全体の経費をいかに抑えていくかもあります。保険者努力支援交付金であったり、公費をいかに獲得していくか、歳出を抑えて歳入を増や

すといった取組が保険料抑制財源の確保には必要と。その辺りは、令和6年度以降、大阪府には、リーダーシップを取って、取組の推進をしていただくよう求めていきたいところでございます。

それから、一方で、各市町村も医療費適正化、保健事業の推進により、医療費の抑制など、連携して取り組んでまいりたいと考えております。

実際、大阪府も、この基金を収支の不足になった市町村への貸付であったりとか、そういった事業のために、一定、当然、必要な部分もございますので、その辺りは大阪府で考えていただいているものだと認識しておりますので、大阪府には共同保険者として、財政運営の責任主体として、しっかりと市町村を持続可能な健康保険制度に向けて、支援をするように要請していきたいと考えております。

以上でございます。

○福住礼子委員長 増永委員。

○増永和起委員 保険料が低いほうがいとみんなが思っていると、それはもう本当にありがたいです。そういうふうに、ぜひ、主張していただきたいと思えます。

今、言われてはるね、抛出する大阪府財政調整事業、これは、今、残っている市町村にある黒字であるとか、それから、基金であるとか、そういうところから出させる話だと思うんですけどね、先ほど私、申し上げましたように、それだけでやるっていうことではなくて、その金額は小さいんです。今、来年は分からへんみたいな話をしておりますけど、国保運営方針は、この六百幾らっていうのをね、明確にうたっていますから、そんなに大きく増えたり減ったりしないと思えます。

なので、これに頼るんじゃなくて、やっ

ぱり今、どんどんと大阪府にたまっていつてる大阪府の国保の基金、これをしっかりと出してね、それで保険料を引き下げると。財源はあるんですから、ないんだったら、皆さんがいろいろ苦勞してね、経費を削減とか、いろいろ考えないとあかんけどね、財源はあるんだから、まず、その財源を使ってしっかりと保険料を引き下げる。この物価高騰です、大変な時期です。ぜひね、やってください。

もう7番も一緒に言いますけれども、強いリーダーシップとおっしゃいましたが、大阪府、一人、強過ぎるんですよ。皆さん、いっぱい意見を出してもね、全然受け入れへん、もう摂津市が言ってくださったことをどれもこれもね、本当にいいなと思ってるんです、大阪府の強いリーダーシップ以外は。だけでも、全然応えてないじゃないですか。言うだけ言わせて、自分のやりたいようにやっているっていうね、新しい運営方針をつくっちゃった、6年間のやつね。

そうじゃなくて、共同の運営事業者なわけですから、都道府県も市町村も対等なんですよ。しっかりと民主的に話し合って、透明公平、それをしっかりと打ち出して、みんなで話をして、市町村から保険料が安いほうがええっていう声をね、ちゃんと大阪府は耳を傾けて聴くと、どないしたら、それができるかなと一緒に考えると、そういうやり方にね、変えていけへんことには、これ、値上がりしていくばかりですよ。

本当にブラックボックスになって、どんなふうになってるかさっぱり分からん、今さっき、大阪府の国保のことをよく分からんっておっしゃったけど、それでは駄目なんです。一緒にやってるんですから、共同の責任を持ってるわけでしょう。財政は財政、一応、そういうふうには決まってるけ

ど、一緒に同じ国保を動かしていくっていう立場なんだったら、みんなが中身が分かってないとあかんのですよ。そういう在り方に、ぜひ、変えていっていただきたいと思います。

大阪府が、いうても、やっぱりなかなか思うように言うこと聞いてくれへんと言うんやったらね、じゃあ、もう摂津市は自分でやります。確かに事業費納付金は払わなあきませんよ。だけど、保険料は自分のところで決めますって、そういうことにしましょうよ。ぜひ、そういう立場に立っていただくことをお願いして、私の質問を終わります。

○福住礼子委員長 光好委員。

○光好博幸委員 それでは、私からは、1点だけ御質問させていただきたいと思います。

決算概要212ページ、事務報告書でいますと210ページになるかと思えますけども、特定健康診査等の人間ドック助成金についてでございます。

これは毎回、恒例で聞かせていただいておりますけれども、昨年度の決算額、443万4,730円だったと思うんですけども、増加しておりますので、令和5年度の実績と、増加した要因についてお聞かせください。

以上です。

○福住礼子委員長 田村参事。

○田村国保年金課参事 光好委員の保健事業に関する御質問に御答弁申し上げます。

人間ドック助成金の令和5年度実績と決算額の増加要因についてです。

令和5年度の人間ドック助成件数は173件、助成額は443万4,730円でございます。

被保険者数が減少している状況ではございますが、助成件数は令和4年度から14件、増加しました。

これは制度周知を図るべく4月の「特定健診のご案内」での周知はもとより、7月の「高齢受給者証」、10月の被保険者証の一括更新時には、助成制度のチラシを同封するとともに、窓口案内モニターでのお知らせや自治会回覧、地域福祉通信等での周知に取り組んできた結果と考えております。

今後も機会を捉え、被保険者全体への周知を図ってまいりたいと思います。

○福住礼子委員長 光好委員。

○光好博幸委員 ありがとうございます。

人間ドック助成金についての令和5年度の実績と増加要因について理解いたしました。

被保険者が減少しているけれども、助成件数は令和4年度が14件、増加していると理解いたしました。

引き続き、人間ドック費用助成件数を増加させていく必要もありますし、させていくためには、様々な工夫が必要なんじゃないかと思えます。

昨年度は、近隣他市の取組の内容についてお聞かせいただけたと思うんですけども、今回は、近隣他市、特に北摂の助成の対象年齢、いわゆる何歳から対象年齢を開始してるのかについて、分かる範囲でお聞かせいただければと思います。

○福住礼子委員長 田村参事。

○田村国保年金課参事 光好委員の、2回目の御質問に御答弁申し上げます。

近隣他市の人間ドック助成対象年齢についてです。

吹田市、池田市、茨木市が、本市と同じ40歳から74歳、高槻市、豊中市では3

0歳から74歳、箕面市では35歳から74歳となっております。

○福住礼子委員長 光好委員。

○光好博幸委員 ありがとうございます。

近隣他市の状況、理解しました。

30歳からのところが高槻市で、非常に若年層からやっているとすると理解いたしました。

本市のデータによりますと、生活習慣病の占める医療費の割合が、年齢が高くなるにつれて、やっぱり高くなる傾向にあるんだらうと思います。

生活習慣病の予防のためには、より多くの被保険者に受診していただけるように、さらなる工夫を図っていただく必要もあると思いますし、引き続き、この人間ドックの助成費用の制度の周知に努めていただければと思います。

また、先ほども言いましたけども、他市では、若年層者を対象としてる市もあって、30歳からと、うちよりも10歳若いところもございますので、できたら若年層の人からも人間ドックを受診いただいて、早期発見、なかなか30歳から行くっていう気にはならないかもしれませんが、そういう制度を創出する、あるいは周知することによって、若いときから、そういった関心を持つと、その年になったら行くとかね。対象年齢が低ければ低いほどいいことではないんだと思いますけども、30歳ぐらいが妥当な気がしますので、ぜひ、そういった生活習慣病の予防にもつながると思いますので、ぜひ、人間ドックの助成、あるいは若年層への周知等も含めまして、前向きに検討いただければなと思います。どうぞよろしく願いいたします。

以上でございます。

○福住礼子委員長 以上で質疑を終わり

ます。

次に、認定第8号の審査を行います。

本件については補足説明を省略し、質疑に入ります。

水谷委員。

○水谷毅委員 1点だけ、確認させていただきたいと思います。

決算概要の258ページに、保険料徴収事業がありまして、コンビニ収納代行業務委託料があります。

これは保険料をコンビニ収納される内容だと思うんですけども、本市も利便性の向上で、収納がコンビニでもできるように推進されているのだと思いますけども、大体どのぐらいの比率でこのコンビニ収納がされているのか、それから、収納率は前年に比べて向上しているのか、これだけお聞かせいただきたいと思います。

以上です。

○福住礼子委員長 畑原課長。

○畑原国民年金課長 それでは、水谷委員の御質問にお答えいたします。

コンビニ収納委託につきましては、コンビニで納付書払いをしていただく際に、納付書1件当たり55円を使用料として代行業者に支払うもので、令和5年度の実績につきましては、4,010件となっております。過去の推移から見ますと、後期高齢者の被保険者数は増えてきておりますので、件数としては、平成30年度で見ますと、2,890件で、かなり件数としては伸びてきている状況がございます。

それから、それにつながる収納率のお話でございますけれども、摂津市の収納率を見ますと、普通徴収にはなりますけれども、令和5年度では98.86%、大阪府全体が98.91%で、少し府の平均より下がるんですけども、令和4年度の摂津市の

収納率が98.83%で、0.03%の収納率の上昇となっております。

以上です。

○福住礼子委員長 水谷委員。

○水谷毅委員 ありがとうございます。

コンビニでもお支払いができることで、最近、銀行も出先が非常に減っておりますし、何かと困ってる方も多いと聞いてます。

また、市役所まで来るのも大変だと、実質、年金からの天引きの方が、年齢的に考えて多いのかなと思うんですけども、また、これをしっかり続けてほしいと思います。

最後に要望ですけれども、これからますます団塊の世代等の方が移行されることで、かなり慎重にいろんなことを考える必要があると思いますし、繰入金で支えてる部分がありますので、しっかりその辺、経営で注意をしていただいて、安定的に利用していただけるようお願いいたしますし、要望といたします。

以上です。

○福住礼子委員長 増永委員。

○増永和起委員 後期高齢者の医療制度についてです。

一人当たりの平均保険料を教えてくださいと、それから、医療費がそれぞれ1割とか2割とかあると思うんですけども、その状況について教えてくださいとしたいと思います。

また、先ほど国保でも聞きましたけども、2023年度の短期証と資格証の数字についても教えてください。

1回目は以上です。

○福住礼子委員長 畑原課長。

○畑原国民年金課長 それでは、増永委員の御質問にお答えいたします。

まず、後期高齢者の2割負担の状況です。令和4年の10月から2割負担の方が出

てくる形になっておりまして、令和5年度末時点で、窓口負担割合別の人数で申し上げますと、全体が1万2,558人となっております。先ほどの2割負担の方が2,338人、それから、通常の1割負担の方が9,249人、現役並みといわれる3割負担の方が971人、先ほどの2割負担の方は、全体の18.6%となっております。

それから、後期高齢者の保険証等の発行状況でございます。

先ほど国保でもございましたけれども、後期高齢者が、先ほど、窓口負担の割合の人数と同様、全体として令和5年度末では、1万2,558人おられて、通常証1年の保険証が1万2,539人、それから短期証、半年のものが19人、それから、資格証、10割負担となる方はゼロ人となっている状況でございます。

それから、令和5年度の一人当たり保険料でございますけれども、11万4,366円となっております。

以上でございます。

○福住礼子委員長 増永委員。

○増永和起委員 一人当たり保険料は、2022年度、2023年度の2年間で、2年に1回の値上がりで今年度、上がってると思うんですけども、2回目、それについて、どれくらい上がったのかを教えてくださいとしたいと思います。

医療費の区分でございますけれども、1割の方が多けれども、2割の方も18.6%いらっしゃる。3割は971人ですので、何%かな、まだ人数は少ないんですけどもね、この3割負担の対象をね、拡大する、その検討方針が、今年度の9月の13日に閣議決定されております。

本当に物価高騰で、年金もね、なかなか上がらなくて、もう介護保険料が上がるか

ら手取りが少なくなる。そう言うてはるところにやっぱり3割のね、負担が増えていくってというのは、本当にもう医療にかかるのを控えることが、起きてくるんじゃないかなと思って、非常に怖い思いがしているところでございます。

ぜひ、この医療費の3割を拡大することについては、市町村としても声を上げて、そういうことはしないようにと、言っていただきますように要望しておきます。

それから、短期証、資格証でございます。

短期証19人、資格証はゼロで、やっぱり後期高齢者に対してね、全額払わへんかったら、病院にかかれへんみたいなことにならないように、皆さんで様々、努力していただいているということがよく分かりますし、短期証についても、非常に少ない発行でやっていただいていると思って感謝しています。

これもマイナ保険証になって、保険証廃止になりますので、こういう短期証・資格証がなくなっていくわけですけれども、ぜひ、運用に関しては、国保のところでも言いましたけれども、しっかりと高齢者の皆さんの状況を把握していただいて、雑な運用、ひどい運用と言われるようなことがないように、摂津市は本当に窓口でよくしていただけるって、今言ってもらっているのですね、ぜひ、その状況を続けていっていただきますように、これも要望としておきます。

○福住礼子委員長 畑原課長。

○畑原国民年金課長 それでは、増永委員の2回目の質問をお答えいたします。

一人当たりの保険料について、令和4年度が11万5,927円で、先ほど申し上げました令和5年度が11万4,366円で、マイナス1,561円となっております。

す。

これは一人当たりにつきましては、被保険者数が令和4年度から令和5年度にかけて増えておりますので、そういったところで減少になっているところでございます。

○福住礼子委員長 増永委員。

○増永和起委員 すみません、ありがとうございます。

その年度によって人数が違うから、一人当たりが変わるとのお話ですね。了解しました。

それが2年に1回の値上げ、制度としてね、値上げをしていくことになっていってると思います。これもやっぱり物価高騰の中ですので、摂津市がその金額を決める状況ではないと、もちろん思いますけれども、これもしっかり声を上げていただいて、高齢者の生活を守ってもらえるように、ぜひ、取り組んでいただきたいと思っておりますので、要望としておきます。

以上です。

○福住礼子委員長 以上で、質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午後2時27分 休憩)

(午後2時28分 再開)

○福住礼子委員長 再開します。

審査順序では、次に、認定第7号の審査となりますが、認定第1号所管分について、理事者より発言の訂正の申出を受けておりますので、再度、認定第1号所管分を審査させていただきたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○福住礼子委員長 それでは、認定第1号所管分について審査します。

理事者より発言の訂正の申出がありま

すので、許可します。

坂本市民課長。

○坂本市民課長 お時間を頂戴いたしまして、ありがとうございます。

一般会計の質疑のうち、香川委員から、2回目の御質問のうち、市民課に係ります御質問で、身体の一部の焼却が増加したことに伴う一般火葬への影響をお答えさせていただきました際、4基の火葬炉のうち、4号炉において身体の一部を焼却していると御答弁申し上げましたが、正しくは、1号炉から3号炉の焼却でございます。誤った御答弁になりましたことをお詫びするとともに、訂正のほど、よろしく願いいたします。

なお、1号炉から3号炉で焼却をしておりますが、火葬の予約が入っていない日や時間帯に、身体の一部を大体5体程度、まとめて焼却しておりますので、一般火葬への影響はございません。

以上でございます。

○福住礼子委員長 説明が終わり、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○福住礼子委員長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午後2時31分 休憩)

(午後2時59分 再開)

○福住礼子委員長 再開します。

認定第7号の審査を行います。

本件については、補足説明を省略し、質疑に入ります。

水谷委員。

○水谷毅委員 それでは、2点質問させていただきます。

まずは、決算概要の246ページですけれども、生活支援体制整備事業があります。

そして、生活支援体制整備委託料570万円程度ありますけれども、これは主に生活支援の有償ボランティア活動、いわゆるよりそいクラブにかかる生活支援コーディネーターの人件費だと思います。電球の取替えとか、そういった作業についてだと思っておりますけれども、令和5年度の取組状況についてお聞かせください。

もう1点、概要の248ページになりますが、認知症サポーター等養成事業についてです。

開催されて、もう結構年月がたつてると思いますが、再度、取組内容と実績について教えてください。

以上です。

○福住礼子委員長 細井課長。

○細井高齢介護課長 2点お答えします。

1点目の生活支援体制整備事業です。よりそいクラブにおけます令和5年度の延べ支援回数は197件で、令和4年度と比較しまして135件の増加となっております。

また、登録ボランティアの養成にも取り組んでおりまして、令和5年度の担い手の登録者数58人と、令和4年度と比較して18人の増加につながっております。

続きまして、認知症サポーター等養成事業でございます。

講座につきましては、市による定期開催は4回で75人が受講、出前講座は4回開催で88人受講しております。

また、大阪府による認知症サポーター養成講座の企画開催講師を担うキャラバンメイトの養成講座は、1回開催しており6人が受講しております。

このほか、令和5年度におきましては、市職員向けの講座を1回開催しておりまして33人が受講、イベントや市主催によ

る講座に7人が受講しており認知症サポーターとして令和5年度は年間計209人、通算4,195人を養成をしている状況でございます。

以上でございます。

○福住礼子委員長 水谷委員。

○水谷毅委員 ありがとうございます。

有償ボランティア活動について、前年と比較しまして、実績も増加をしているとのことで、様々なニーズがあると思うんですけども、対応していただいていると理解しました。

今後、高齢者や独り暮らしも今以上に増えてまいりますし、取組の幅を広げていただきたいと思っておりますけども、このサービスの提供について、認識している課題、そして、今後の事業展開について教えてください。

次に、認知症サポーター等養成事業についてです。

たくさんの方が、サポーターとして受講していただいている件は理解できました。

どちらかという、今まではこの認知症がどういうものなのか、またどう接していけばいいのかを、認識をしてもらう、それを深めていくことが中心だったと思っておりますけども、今後、また認知症の方が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるように、周囲の理解をさらに広げていく必要があると思っておりますけれども、今後の事業展開についてお伺いをいたします。

以上です。

○福住礼子委員長 細井課長。

○細井高齢介護課長 有償ボランティアにつきまして、よりそいクラブの担い手は、増加につながっているものの、中学校区別で見ますと、登録者数に隔たりがあり、とりわけ第五中学校区での登録が少ない状

況となっております。

これを踏まえまして、周知機会の確保に取り組んでいるところでございます。また、利用拡大に伴い、利用者とボランティアとの調整を行うコーディネーターの負担増加も考えられるため、令和6年度からになりますが、コーディネーターを1名増員し、利用者増への対応を図っているところでございます。

続きまして、認知症サポーターでございます。

こちらにつきましては、これまで正しい知識を得ていただくところで養成講座を行っておりましたが、今年度よりさらに発展したような形で、対応スキル等を学んでいただくため、ステップアップ講座の開催に取り組んでいるところでございます。

また、地域全体で認知症の人や家族を支えていくためには大人だけではなくて子供たちにも高齢者のことや認知症について学ぶことが重要と考えておまして、本年度より1小学校において、キッズサポーター養成講座を開催したところでございます。

以上でございます。

○福住礼子委員長 水谷委員。

○水谷毅委員 ありがとうございます。

有償ボランティアの活動、非常に助かっていると思います。それを維持していくために、人員の確保であるとか、そういうコーディネーター養成するとか、いろいろ工夫をされている点理解をできました。

この取組は、生活上の少しの困りごとを支援することで自治会や、人と人のつながりも、コロナが一つのきっかけとなって、かなり薄らいでおりますし、非常に必要な取組であると思っております。

第五中学校区に課題があるとのことでお話で

した。第五中学校区は特にスーパーマーケットとか、買物ができるところが少ない地域でありますので、様々な機会を通じて登録していただける、また、それを引っ張っていただけるコーディネーター、しっかり養成していただきまして、ますますサービスの拡充をしていただきますことを要望いたします。

続いて2点目ですけれども、認知症サポーターの件です。

認知症の正しい理解を普及していく取組を進められていることについては理解ができました。

私も認知症の家族が以前おりましたので、よく分かるんですけれども、今、核家族になりまして、おじいちゃんおばあちゃんと一緒に暮らす世帯が少なくなっています。そういう意味で、小学生にもキッズサポーター養成講座で取り組まれていることは、非常にいい取組ではないかと思えます。

親世代にとっても認知症について知ろうとするきっかけになりますので、継続して広く取り組んでいただきますように要望いたします。

あと1点、これは要望なんですけれども、決算概要の236ページ、238ページには、介護全体の歳入と歳出の額が記されています。

令和5年度で収入済みの総額が約76億円です。うち保険料の部分が約15億円で、保険料の5倍の費用が実際かかっています。

歳出を見ますと、執行の総額が75億円で、うち保険給付費が67億円であります。

我が家もそうでしたけれども、この介護サービスがなかったらどうでしょうか、今から考えると、そういうこともたくさんあり

まして、本当に大事な大切なサービスであるなと思います。

デイサービスに行ったり、施設入所したりとか、それがないと、もう本当に家族全体が負担で、家族崩壊とまではいきませんが、それに近い状態になってしまう。本当に感謝しておりますし、これからも安定して継続をしていただけたらと思います。

維持していくためには、保険料を増やすか、保険給付費を減らすか、この二つしかないと思うんですけれども、保険料を増やす点については、時間はかかると思いますけれども、今、様々な少子化への支援が行われておりますので、支えていただける、そういった方々をしっかりと支援していくしかないかなと思います。

それから、保険給付金を減らすことについて考えてみますと、取り組んでと思いますが、介護予防や生活習慣の改善を若いときから取り組めるかどうか大きな課題になってくると思います。

また、認知症もそうですけれども、早期の気づき、これをしっかりとやっていくことが、保険給付費を減らすことではないかと思えます。

幸い摂津市には、非常に強力なツールがありまして、御存じだと思いますけれども、四つの体操の動画とかあるわけです。もりもり本気体操とか、認知症の予防の体操がありますけれども、皆さんやられたことありますでしょうか。

そういう意味で、せっかくあるそういうツールを、住民に活用していただいて、希望される方に渡っていけるようによろしく願いまして、質問を終わります。

○福住礼子委員長 増永委員。

○増永和起委員 介護保険の質問をさせていただきます。

質問番号1番です。

2023年度は第8期の最終年だったと思いますが、まず8期の基金の状況、それから保険料について教えてください。

2番です。

減免があると思うんです。介護保険料の減免、その種類と内容、利用件数、金額を教えてください。

また、独自減免やっておられると思うんですけれども、それが増えているのか、推移についても教えてもらいたいと思います。

続きまして、質問番号3番です。

特養の待機者が今どのようなになっているのか教えてください。

それから、質問番号4番です。

介護認定審査会に関わる質問です。介護認定と、それからチェックリストの数、認定までの時間です、期間、それがどのようになっているのか、推移を教えてください。

続きまして、質問番号5番です。

介護予防・日常生活支援総合事業についてです。要支援の制度は、総合事業だと思うんですけれども、どのような仕組みで、現状、今後の財政的な見込み、大丈夫なのか、上限があると聞いています。

それから、緩和された基準のA型、C型、そして、またD型ができてると思うんですけれども、これが今どういう状況なのか教えてください。

質問番号6番、最後です。

昨日、介護事業所は廃止となったとか、そういうようなお話も聴いております。物価高騰もあるけれども、人材不足、こういうこともあると言われていました。

2023年度なんですけれども、処遇改善、一体どのようなになっているのか教えてください。

以上、6点です。

○福住礼子委員長 細井課長。

○細井高齢介護課長 それでは、6点の御質問にお答えします。

まず、令和5年度末の基金の残高の状況でございますが、令和5年度末残高約5億3,000万円となっております。

あと8期の保険料の関係ですけれども、8期につきましては6,280円、年額で申しますと7万5,360円となっております。

また9期、令和6年度からになりますが、6,490円、年額で申しますと7万7,880円となっております。

続きまして、減免の関係でございます。

条例減免と独自減免とがございまして、条例減免は、火災等の災害を受けられた方、また、失業等による所得が減少した方、また刑事施設等に収監された方、こちらの方に適用される減免制度でございまして、推移は、過去5年になりますが、令和元年度が12件、令和2年度が25件、令和3年度が24件、令和4年度が37件、令和5年度が37件となっております。

また、独自減免、こちらにつきましては、保険料段階が第2段階、第3段階の保険料が賦課されている方で、年間収入が一人世帯で120万円以下、ほかの世帯で扶養親族となっていない、居住用以外の土地建物を有していない、預貯金が350万円以下と、この四つの条件を満たす方が対象となっております。推移につきましては、令和元年度が13件、令和2年度16件、令和3年度が18件、令和4年度が18件、令和5年度が21件となっております。

また、この二つ以外にも、令和4年度で廃止になっているのですが、コロナ減免がございました。

こちらにつきましては、令和元年度が48件、令和2年度が81件、令和3年度が59件、令和4年度が39件となっております。

続いて、3点目、特別養護老人ホームの待機者の状況でございます。令和5年度は131人となっております。こちらも推移でございますが、令和元年度は85人、令和2年度117人、令和3年度127人、令和4年度123人となっております、令和2年度以降は100人を超す状況となっております。

4点目、要介護認定審査につきまして、まず申請者数は、令和5年度3,375件となっております。

推移で申しますと、令和元年度が3,734件、令和2年度2,642件、令和3年度3,732件、令和4年度3,974件となっております。

また、チェックリストについての事業対象者の推移でございますが、令和5年度は91件となっております、令和元年度が42件、令和2年度34件、令和3年度36件、令和4年度86件となっております。

最後、処遇改善についてでございます。

内容につきまして、処遇改善加算や特定処遇改善加算に加え、令和4年度から職員一人当たりの賃金改善月額として、9,000円のベースアップ等支援加算が創設されており、事業所の一人当たりの賃金改善額は、国調査で平均で約5万6,000円となっている状況でございます。

令和5年度は、これら処遇改善は継続実施となっておりますが、令和6年度におきましては、さきの三つの加算、この制度は煩雑であるといったような声から、三つの加算を一体化し、事務の簡素化を図ると

ともに、さらに2.5%のベースアップにつながるよう、加算率の引上げが講じられているところでございます。

介護職員につきましては、令和4年度の国調査になりますが、年収ベースで申しますと362.9万円となっております。

ほかの分野と比べましても年収が低いというところが指摘としてございますので、これらの処遇改善が、どこまで効果が発揮されるものか、我々としても注視していく必要があると考えております。

申し訳ございません。5番目の総合事業についての答弁が抜けておりましたので、お答えさせていただきます。

総合事業につきまして、地域の実情に合わせて各自治体で事業が実施されているところでございます。本市におきましては、訪問型サービスAとしまして、従事者養成研修を修了した方で、シルバー人材センターや、布亀株式会社の訪問生活支援員による掃除・洗濯・衣類の整理・買物などの生活支援サービスを実施しております。

令和5年度につきましても、シルバーの人材センターの利用はございませんでしたが、布亀株式会社の利用が22人、延べ160回利用されております。

次に、訪問型サービスCにつきまして、保健センターを事業者として指定しており、リハビリの専門家が一人ひとりに合ったプログラムを作成し、3か月、もしくは6か月の集中的な運動、指導等が実施される短期間のサービスでございます。

令和5年度は利用者が94人、令和4年度の65人と比較して29人増加しております、令和3年度は56人でありましたので、増加傾向にあると承知しております。

最後、訪問型サービスD、こちらは、つ

どいの場合等の介護予防活動への参加、買物、通院と定期的な外出を行う際にその支援を行う住民団体に運営経費を補助しているものでございます。令和5年度は、1,157回の利用、うち要支援認定者の利用は1,025回となっております。令和4年度は、538回の利用、うち要支援認定者等の利用は434回となっており、大幅に増加しているところでございます。

あと、こちらに関連して、総合事業の上限額でお問いがあったかと思えます。こちらにつきましても、上限額約3億1,600万円に対し、決算額は約2億2,000万円となっておりますので、現状は上限を超えていない状況でございます。

ただ、今後を見据えますと、この上限との間の額が徐々に狭まってきていると認識しておりますので、こちらはしっかり注意していきたいと考えております。

以上でございます。

○福住礼子委員長 増永委員。

○増永和起委員 それでは、2回目の質問をさせていただきます。

質問番号1番、保険料と基金のお話でございます。

基準月額が6,000円超えと第8期のスタートの頃には言っていたわけがございます。さらにそれが第9期には引き上がったとのことで、本当に、今、皆さんから介護保険料を引かれてつらいというお話をたくさん聴いているところでございます。この第8期の、2023年度にいろいろと計画を立てていただいたと思うんですけども、保険料の設定をできるだけ低くしてほしいと、そのときもずっと言っておりました。

どういう努力をしてくださったのか。9期の保険料ができるだけ抑制できるよう

に、基金であるとか、そのほかいろいろあると思うんです。そのことについて教えていただきたいのと、それにしても引き上がった金額は、北摂で一体幾らなのかと、何番目なのかについても教えていただきたいと思えます。

続きまして、質問番号2番です。

減免です。コロナ減免の数が多かったんだと今のお話を聞いて思いました。

独自減免も努力してくださってるとは思えます。少しずつ増えていってると思えますけれども、対象の方はもっといらっしやると思うのに、やっぱり数が少ないんですね。ぜひ、コロナ減免やってはった方で、当てはまらない方もきっと多いとは思えますけれども、しっかりと広げていただきたいと思っております。条例減免も含めてですけれども、この周知、どのようにされているのか、お伺いします。

3番目です。

特養の待機者も100人ずっと超しているとお話でございました。本当に待ってはる方たくさんいらっしやると思うんですけれども、施設の整備計画、これがどのようにになっているのか、教えていただきたいと思えます。

続きまして、質問番号4番です。

認定申請とチェックリストの問題です。チェックリストが増えていっていると思えます。何回もこの話はさせていただいたんですけども、あくまで医者も入って、認定をしっかりとさせていただくことが必要な人に必要なサービスをしっかり受けていただくことにつながると思うんです。チェックリストが手早いと言えそうかもしれないんですけども、認定申請だと更新の時期が来ますけれども、チェックリストは更新きつとなかったと思うんです。

そういう意味からも、しっかりこの認定申請について、お知らせをしていただきたいと思うんですけれども、そういう点、どういうふうにされているのか教えていただきたいと思います。

続きまして、質問番号5番、総合事業についてです。

総合事業に、天井があること自体が、私はおかしいと思ってるんです。高齢者は増えるわけですし、要支援の方がしっかりとサービスを受けていただくことで、その状態を維持していただくことを、やっぱりきっちりしないといけません。これはもう、状況が悪くなって、要介護にどんどん移ってってしまうことにもつながるので、国に対して、上限設けるみたいなことをやめるように、ぜひ言うていただきたいと思います。

摂津市で行われている緩和された基準のA型、C型、D型の御説明もありました。チェックリストでも、A型やったら受けられるとか、そういうのもあるんだと思うので、増えてるのかと思います。

これも、そのサービスが必要で、それで賄える方はそれでいいんですけれども、認定申請しっかり受けていただいて、ケアマネジャーにきちっと、どういうプランが必要かをやっていただいて、必要な方に必要なサービス、これがあくまで基本と思うので、そういうことは基本外さないようにしていただきたいと思います。

C型については、人数増えていることで、これはリハビリですのでしっかりやっていただきたいなと思います。

D型ですけれども、非常に喜ばれていると、利用されている方から私も聴いております。例えば病院行きたいけれども、市外やったら駄目だとか、いろいろあるとは思

うんです。けれども、そこら辺はまた工夫もしながらやっていっていただけたらと思います。これだけで高齢者の足の確保が全てできるわけではないので、そこはそこで、また、介護保険の中の問題だけではなくて、声も上げていっていただきたいと思ってます。

サービスの削減は、先ほども言いましたけど、介護度を引き上げることにつながるわけです。摂津市の総合事業は、現行相当のサービスを維持していただいていると、これがすごく大事と思うんです。安かろう悪かろうで、目の前の経費は削減できたとしても、それが後々に高齢者の皆さんの重症化につながっていくことになってはいけないと思ってるんです。現行相当のサービスを維持することについて、今後の方向についてお尋ねしたいと思います。

質問番号6番です。

先ほど言われた9,000円の処遇改善アップですけれども、そのときも、一桁違うやろうみたいな話が、いろいろ出ていました。煩雑な事務をまとめてできることは改善なのかもしれませんけれども、ヘルパーの分だけ処遇が悪くされる、今、ヘルパーが大事やのに、本当にそういうことが行われたりとか、今こそ処遇改善して、こういう介護の仕事に就いていただける方をしっかり確保して、育てていかなあかん。そんなときに、そういうことをするのかと思うんですけれども、ぜひこのことについては、摂津市としても声を上げていっていただきたいですし、それによって、事業所がもう閉所になってしまうとか、そういうようなことのないように目配りもしっかりとしていただきたいと思いますので、これは要望としておきます。

以上です、2回目。

○福住礼子委員長 細井課長。

○細井高齢介護課長 それでは、5点の御質問にお答えします。

1番目の保険料につきまして、これまでこういった努力をして抑制につなげてきたかのお問いただったと思います。

保険料の抑制につきましては、8期におきましても、重点施策として、介護予防、重度化の防止に取り組んでございまして、水谷委員の御要望の中でもございましたが、できる限り、介護サービスを利用されず、自立した生活を送っていただけるよう取組を重点的に実施しているところでございます。

それに伴いまして、抑制額でございしますが、こちらにつきましては、令和5年当初の4億6,500万円を全額投入いたしまして、602円の上昇抑制につなげたものでございます。

それに関連しまして、他市との状況でございしますが、9期におきましても北摂7市の中では、豊中市に次いで高い水準とはなっておりますが、8期と比べますと、摂津市は210円の値上げ、値上げ率3.3%でございました。北摂7市で見ますと、この値上げ率の幅は、一番低い数字で持ってこれたと考えております。

次に、減免に対する周知方法でございしますが、こちらにつきましては、ホームページ等でお知らせをされるとともに、昨日の一般会計のときにもお話しさせていただきましたが、ほかのサービス同様、ケアマネジャー等々にも周知をさせていただいているところでございます。

次に、3番目の施設の整備計画でございしますが、8期では小規模特別養護老人ホーム、看護小規模多機能型居宅介護、認知症対応型デイサービスの3施設を計画に位

置づけておりまして、このうち看護小規模多機能型居宅介護が令和4年6月に千里丘に開設しております。ほかの施設については、整備には至らなかったものでございます。

9期におきましては、小規模特別養護老人ホーム、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型デイサービスの3施設を計画に位置づけているところでございます。

続きまして、チェックリストに関連しまして、申請等どうしているかでございますが、介護認定審査、チェックリスト、これらは、対象者の方にあくまでも選んでもらえるような形を取っております。チェックリストにこちらから誘導するようなことはしておりません。あくまでも、総合相談等々を通じて、本人の状況を踏まえながら、必要となる対応を取っているところでございます。

チェックリストの数が現状として増加しておりますが、こちらにつきましては、要因として、次の総合事業に関連するものでございしますが、通所型サービスCのリハビリがございましたが、こちらを利用されたい方が、昨年度は、多数いらっしやいましたので、増加につながったものと認識しております。

最後、5番目の現行相当サービスの今後についてでございますが、8期同様、9期におきましても、引き続き実施してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○福住礼子委員長 増永委員。

○増永和起委員 それでは、3回目の質問させていただきます。

値上げ幅が一番幅が小さいとのお話だったけれども、やっぱり豊中市に次いで2番目に高い状況です。いろいろ工夫はして

いただいていると思いますし、基金も当初額は全部入れたと思います。しかし、その後も、やっぱり基金はあるわけで、できる限り保険料抑制に頑張っていたいただきたいと思いますし、1回決めたら3年間ですので、ぜひ減免制度をしっかりと拡充して、今ある制度を知らせていただくことも重要ですけれども、拡充していただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

2番目のその減免制度でございます。

ホームページやケアマネジャーを通じて、いろいろと周知もしていただいていると思います。前に減免制度を使った人にはお知らせをしていることも聴いておりますので、だからちょっとずつ伸びてきているかとは思いますが、抜本的に伸びるような方向も考えていただきたいなと思います。本人が非課税でも、家族が課税やと独自減免を受けられないんです。なので、ぜひそういう方も、本人さんの年金は少ないわけですから、ぜひいろいろそういう制度も拡充してほしいし、利用料減免もつくってほしいと思います。

こんな物価高で何とか少しでも家計の助けになることでは、確定申告において、介護認定等により、障害者控除が受けられる制度があります。意外と皆さんに知られていない。遡って5年間使えますし、そういうことも、ぜひお知らせをしてほしいと思います。要望としておきます。

続きまして、施設です。

なかなか施設整備が思ったとおりに進まないのは、ずっと前からの課題だとは思いますが、希望されている方は、待っておられると思いますので、できる限り、条件とかいろんなことあると思うんですけれども、それが実現するように頑張っていたいただきたいと思います。要望としてお

きます。

4番目は、チェックリストと認定審査の問題です。

対象者に、あくまで選んでいただくようにしているとのお話でございました。ただ、メリット、デメリット、そういうことをしっかり分かって選んでいただけたらいいんですけれども、チェックリストでいいですか、認定審査がいいですか、チェックリストでもいいですかみたいな、そんな状況やと、本人さんは分からないまま、こっちが早いんやったらこっちしようかとなる可能性もありますので、そこは本当にしっかりと、伝えておいていただきたいし、チェックリストで受けはったとしても、また認定審査も同時に申し込むことができることも聴いてますので、そういうことができることも、ぜひ伝えてあげていただいて、サービスに漏れがないように、本当に必要な人が取り残されないように、ぜひしていただきたいと思いますので、これも要望としておきます。

総合事業の問題です。

これからも現行相当のサービスをしっかりやっていただけたらと言っていたので、本当に安心をします。摂津市は私どこ行っても胸張って言ってるんです。現行相当のサービス、うちはやってるんと言うてね。やっぱり摂津市に住んではる方は、今までと一緒やから気がつかないんですけれども、他市の方が聞くと、ええそうなんですかと、おっしゃられるんです。この制度はしっかりと守っていただきたいと思います。

今、国では、要支援だけではなくて、要介護1・2を総合事業化や、またケアプランの有料化、利用料の負担を広げるとか、本当にいろんなことを今、高齢者の皆さん

がこんなに大変なときに考えてるよう
ございます。選挙も前に控えて話が止ま
っているかもしれません。けれども、それは
計画として考えられていることなので、
ぜひぜひそういうことにならないよう
に、市町村としても声を上げていただ
きたいと思います。これも要望です。

以上で質問を終わります。

○福住礼子委員長 光好委員。

○光好博幸委員 私からは、3点を質問さ
せていただきます。

まず一つ目は、要望にとどめておきます。

決算概要244ページの介護予防・生活
支援サービス事業で、今、増永委員から、
サービスA、C、D等々の話がありました
ので、要望にとどめます。

特に、訪問型サービスDについてになる
かと思いますが、このDの狙いとし
ましては、つどいの場等の介護予防活動へ
の参加とか、あるいは買物、通院等々の外
出支援を行うものやと思います。私、これ
を質問しようかなとは思ってたんですけ
ども、事務報告書を見ていると、令和5年
度は1,025回延べありまして、介護予
防が231回、買物264回、通院が53
0回で、いろんな目的で使われてます。先
ほど好評とおっしゃってましたけど、私も
そう感じております。

ただ一方で、前の質問のときに、特に通
院で午前中、利用したいときに、利用でき
ないとか、予約が重なるとか、そういうこ
とがあったかと思いますが。今日は聞きませ
んけども、そういったところの利用調整、
しっかりとやっていただくこと、あるいは、
介護予防の観点でいくと、やっぱり高齢者
に、こういったサービスを利用して、外に
出てもらって元気になってもらう。そうい
ったことが重要だと思いますので、さらな

る周知と利用調整、しっかりやっていただ
ければと思いますので、これ要望としてお
きます。

質問に移ります。

質問1です。決算概要に246ページで
す。

地域介護予防活動支援事業で、これ毎回
触れてますけど、つどい場です。つどい場
の運営を委託してると思いますので、まず
令和5年度の実績、あるいは令和4年度と
比べてどうだったのか。あと加えて、コロ
ナ前から大分回復してるかと思いき
けれども、その辺りも含めて、分かる範囲で
お答えいただきたいと思います。

質問2です。

同じく地域介護予防活動支援事業でも
う一つ、つどい場づくりですが分けて聞き
ます。

つどい場づくり活動補助金でございま
す。

まず、こちらについても、先ほどと同様
に令和5年度の実績、去年と比較してどう
だったのか、あるいはコロナ禍からの回復
状況等、カフェ型と委託型と分けて聞かせ
ていただきたいと思います。

最後3番目、これ同じ決算概要246ペ
ージになるかと思いますが。

包括的支援事業のところ、事務報告書
にもありましたけれども、改めて、地域包
括支援センターでの相談業務における令
和5年度の状況です。令和4年度と比較し
てどうだったのか、実績とその傾向につ
いてお聞かせください。

1回目以上です。

○福住礼子委員長 細井課長。

○細井高齢介護課長 それでは、3点の御
質問にお答えします。

1番目の委託型つどい場でございます。

本市に9か所ございます委託型つどい場の取組実績につきましては、令和5年度449回の開催、延べ利用者数6,107人になっておりまして、令和4年度435回、4,959人と比べて、開催回数14回、延べ利用者数1,148人の増加となっております。

また、コロナ禍前との比較でございますが、コロナ禍前となる令和元年度の実績状況は307回、4,998人の延べ利用人数でございましたので、回復状態にあると認識しております。

続きまして、カフェ型つどい場につきましては、令和5年度は市内12か所で実施されており、687回の開催、延べ利用者数6,718人と、令和4年度の11か所、626回、5,247人の利用と比べて、開催箇所1か所、回数61回、延べ利用者数1,471人の増加となっております。

また、コロナ禍前との比較でございますが、コロナ禍前となる令和元年度の状況は、開催箇所は5か所、開催回数219回、2,209人の延べ利用者数でございましたので、こちらについても、回復状況にあると認識しております。

3番目の包括的支援事業についてでございます。

地域包括支援センターでの新規相談件数は鳥飼分室の88件を含め、1,402件となっており、令和4年度の1,143件より259件増加しております。

相談内容は、介護保険サービスに関する内容が最も多く、次いで生活上の相談として将来に対する不安についての相談、隣人トラブル、一人暮らしの方の入院手術時の補償についてなど、すぐに制度につなげて解決を図ることが難しい相談が増えております。

また、総合相談とは別に、権利擁護業務における虐待に関する相談も増加傾向にございまして、配偶者間の暴力、子による年金搾取など内容が複雑多岐化しており、認知症への理解や経済的支援といった擁護者への支援が必要とされるなど、解決するまでに時間がかかるケースも増えてきている状況にございます。

以上でございます。

○福住礼子委員長 光好委員。

○光好博幸委員 御答弁ありがとうございます。

まず、質問の一つ目でございます。

委託型つどい場の状況についてお聞かせいただきました。利用者数、開催回数ともに増加しており、コロナ禍と比較しましても、1,200人、1,100人ぐらい増加して、回復してるんじゃないかと理解いたしました。

令和5年度、増加要因について、認識していることがあればお聞かせいただきたいと思います。

質問2、カフェ型つどい場についてでございます。

これもお聞かせいただきましたとおりコロナ禍よりも回復しており、大幅に増えてます。1か所開設も増えているとのことでございますけれども、これも先ほどの委託と同様に、令和5年度の増加要因をどのように分析されているか、あるいは認識されているか、そういった点についてお聞かせください。

次、続きまして、質問3です。

包括的支援事業で、認知症に関わる問題など、解決に至るまで時間がかかるケースで、相談はもう複雑多岐にわたることになっている御答弁だったと思います。

こういった中、地域包括支援センターで

は、確か決算概要246ページにあったかと思えますけども、認知症総合支援事業における認知症初期集中支援チーム、この事務局も、令和3年度に担っておられた分じゃないかと認識しております。

こちらも、令和4年度と比較したときに、実績とか、あるいは地域包括支援センターで実施したことによって、どんな効果が出てくるのかについて御認識があれば、お聞かせいただけたらと思えます。

2回目以上です。

○福住礼子委員長 細井課長。

○細井高齢介護課長 2回目の御質問にお答えします。

1番目の委託型つどい場の利用者数等の増加要因につきましては、新型コロナウイルス5類移行が、大きな要因と考えておりますが、第10集会所におきまして、開催回数を週1回から2回に拡充するなど、より参加しやすい環境づくりに取り組んだところも増加につながったものと考えております。

続きまして、カフェ型つどい場についてでございます。

こちらにつきましても、委託型つどい場同様、新型コロナウイルスの5類移行が大きな要因と考えておりますが、活動団体が1か所、令和4年度と比べて増加しており、増加につながったものと考えております。

最後3番目でございます。

認知症初期集中支援チームについてでございます。

令和5年度は、初期集中支援チームでの支援件数14件、前年度比12件増加で支援の結果、医療にのみつながった件数は7件、前年度はゼロ件でしたので、全て増加しております。

また、医療、介護認定の申請につなが

った件数は3件で、前年度比1件の増加となっております。

効果につきましては、地域包括支援センターを中心に関係機関等とのスムーズな連携による対応ができておりました、チームでの支援が完了となりましても、地域包括支援センターの総合相談による包括的な支援ができているものと認識しております。

以上でございます。

○福住礼子委員長 光好委員。

○光好博幸委員 御答弁ありがとうございます。

3回目ですけど、全て要望にとどめたいと思えます。

質問1です。

委託型つどい場の増加要因をお聞かせいただきました。より参加しやすい環境づくりに取り組まれ、コロナが終息して、たくさん来ていただいた。いい傾向と思えます。介護予防の活動は、やっぱり継続と習慣化が重要になってくると思えます。

つどい場におきましては、コロナ禍においても、運営側で感染症の対策・予防を講じながら、実施されてきたと認識しております。ありがとうございます。

特に男性かもしれませんけど、一人になりがちな高齢者もいらっしゃると思えます。やっぱりこういったつどい場は、足を運ぶきっかけであったり、行っている人々と楽しむ、話したりする、生きがいくくりにもなろうかと思えますので、これからも力を入れていただきたいと思えます。

今後もしできる限り、定期的に介護予防に取り組む、参加できる高齢者が増えていくような効果的な運営についても検討いただきますように要望としておきます。

続きまして、質問2でございます。

カフェ型つどい場の増加要因で、先ほど触れましたけど、活動団体が1か所増えたことも大きな要因かと思えます。

これも先ほどの委託型のように継続、あるいは習慣化が、やっぱり重要だと思いますので、同様に引き続き効果的な取組を模索しながら、やっていただければと思っておりますし、団体が増えてきておりますので、そういった意味では、制度の周知、浸透が進みつつあるかと思えますので、継続した取組を期待しております。

最初に要望させていただいた訪問型サービスD、こういったところも、つどい場に足を運ぶサービスとの連携も重要になってくると思います。これもうまく連携して、行きやすい、出やすいように、そういった周知もそうですし、利用者拡大に努めていただければと思えますので、併せて要望としておきます。

最後です。質問3です。

認知症初期集中支援チームの事務局として包括的に実施したときの効果等々についてお聞かせいただきました。

うまく連携して、包括的な支援につながっていると、改めて理解させていただきました次第でございます。

高齢化が進展しまして、認知症、独り暮らし、あるいは介護を必要とする高齢者が、できるだけ住み慣れた地域で、自分らしく生活を続けることができる。そういった環境ができる取組を進めていく上で、地域包括支援センターの存在が、非常に大きなものになってくるんだろうと、改めて認識いたしました。

総合相談をはじめとして、地域包括支援センター職員の負担も、年々大きくなっていくものと考えますので、ぜひ、負担軽減につながるように、本市としてもいろいろ

考えて、しっかりと継続性も含めて、取り組んでいただければと考えております。ぜひよろしくお願いいたします。要望とします。

以上です。

○福住礼子委員長 以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午後3時54分 休憩)

(午後3時55分 再開)

○福住礼子委員長 再開します。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○福住礼子委員長 討論なしと認め、採決します。

認定第1号所管分について、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○福住礼子委員長 賛成多数。よって、本件は認定すべきものと決定しました。

認定第4号について、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○福住礼子委員長 賛成多数。よって、本件は認定すべきものと決定しました。

認定第6号について、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○福住礼子委員長 全員賛成。よって、本件は認定すべきものと決定しました。

認定第7号について、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○福住礼子委員長 賛成多数。よって、本件は認定すべきものと決定しました。

認定8号について、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○福住礼子委員長 賛成多数。よって、本件は認定すべきものと決定しました。

これで本委員会を閉会します。

(午後3時57分 閉会)

委員会条例第29条第1項の規定により、署名する。

民生常任委員長 福住 礼子

民生常任委員 水谷 毅